雙林遺稿

特別
口13
3859

熊澤先生遺稿 并小傳 全冊

熊澤先生遺稿并小傳 全冊

013
3859

蕃山先生逸事遺言集序

呈進

池田知頃

先輩録蕃山先生履歴者有實録行狀傳等諸書記載頗詳足以考證然其餘先生逸事遺言散見于雜書中者亦爲不少故余每閲書有事及先生者不擇其言之毁誉不論其事之真妄輙収録之積爲若干條遂成一書命曰蕃山先生逸事遺言集所恨予見聞不廣所遺猶多嗣後有所得當續書之文政甲申五月

甲酉古谷延禮序

○同志先生の子の学者十有余人日ごろ久我家
立ちて同学五人ともに文才あり文字は能力盛
あり何々書を示して学ばるることを知らざるの事
は精神を学ぶし為れ故なり二十二歳の時初め
四書の文字を授け学問を集注を以て四書を学ばしむ
其四の七月言偶を以て中江氏を迎へ来る
来たるは帰て又九月を言偶を以て本年の四月
まで在て孝経大学中庸を学ばしむ
又ある者は人を求めて人をたのむ
別の人遠き地を求めて兄弟のみなり

京都の人西沢利兵衛なる人家貧にして獨子なり年五歩にして父母
兄妹の何れも亡くなり後僧侶の修行をなす人なり氏
何い出みて行くべき求めむと此中に氏王子の書
を入て良知の貴とものこと亦たまたまなき
宝なりて大なる心法の力なり為に一本なる
信業なり学問なる書を見て
心法と称する三年なり然れども一向人
祖和尚に問ふ重なる事なり又何
者と有五言人なる及ばく拙者なる
なり出来風俗なること知いまらむと

なる者なりて五人其を称して少
うき者なり世を者と為なるの初五人者の出来
なるなりなりき所に良知の貴なるなり
法和尚学ぶいなる者は為と知て良知の貴
拙者なり仕て志真なるなるの法なる様
なりなるして十百信て王学の学とのもの
世の人のきく為なるとかく世なる人なる学
と実行なりなるして中沢氏なる学なる学
乳貿なる者なるの用なり徳業と為なるなる人
なりなる学なる未熟なるなる異なるの法なるなり
五年人年のしなるなるなるなるなるなる

取何りしに中江氏は生の所を事と始らして治
祖学の志ふるもな伝え仰るるる度き去き一人もなりし
しま中江氏〇会すよ川て江西の学者の名の実ハ
まるとさるおとし十百倍なれハ弊しさるたし事さ
見ゆるも人の云ふも学流も異端よちるき取何のとを
誣とさうさけ書々とたて垂絵のてハ其体ハ実子
王子たま垂絵子をあきて全からんいうれとも助とさ
おとさ七堯舜を作りてなゐやうそうそうのと何る絵ら
らん如氏見えりて後ハ関東(もりらん高名と成
て人ゆも何ハん番し人の知西ハむしの何ゆますり)
右集我外書よ見西　先生沙在の内よ著べられし
説なり

〇先生自らハ何らいと取の孝徳外付我内よ日浄華子
たは法体吉実道心の佛者よて人からしよか
足しさハおしく思ひやしらしはき之しら尺
輪廻の之際くするよ世嘗も秋虫の命しよ号らい
らんかかハ度しからうよし　後よさはハ不言
家書の生ぶらにて安ぶし　遊行きり　上下略
[illegible]
〇近江一醫生の
西治子先生をして安元政法体よ垂学をとして絶
らんし月筆の手蹟とく字都の大高　細緞舗

[illegible]

[illegible]

○熊沢先生ハ博学多識ノ聞（モナシ）詩文章ニ巧ニ鳴ス（カ）レ
氏古今ニ先生ニ及フモノナシト見エ集義和書同外書等ノ
コトニテ寛仁大度ナルヲ知ル（シ）経済ニシテハシシノ皆実学ナリ
学問ハカクノ如クナラハ（ハ）ホシキヲ也志ヲアルモノ誰カ尊信セサラ
ンヤ晋明ノ学ヲ浮華ノ失モナシノ道学者流ノ固陋ノ
弊モアラス卓爾タル真儒ナリ

右宇成之四書目字韓所言ニ出

熊澤伯継字了介（介或作海）小字次郎八後更助右衛
門號蕃山又號息遊軒平安人仕備前侯
蕃山姓本野尾氏為外祖熊澤氏後因承其姓天性深
智儁才卓越古今年甫十六仕岡山烈公比弱冠公
驟加奬眷將大用而辞以未学乃乞游学越七年公
召還之信任愈厚亡何當要路於是布德流惠賑貧
救困罰勾查禁賭博毀淫祠表節義其明聖教以闢
異端簸武備以弭不虞諸新政海内驚耳目太宰春
臺（春臺名純）復湯浅常山書曰夫烈公者不世出之英主得熊
澤子而任以國政明良之遇實千載之一時也日本

詩史載熊澤了介為政其間擘世所知余嘗閱松原一清出思稿其牛隱泊舟詩有漢家兒女亦知字笑將孝經教老翁句一時教化可想至今泮宮之設尚有典刑云

蕃山初負笈上京求良師未得其人苦投宿者一人詰曰往日余為主達行時懷金二百兩即主之所便齎也途跨驛馬出金繫鞍日着忘收之而宿困頓就枕半夜始覺乃覓遺金則茫然猶疑為夢寐既而神乃定痛心疾首千思萬慮求之無術一洪兒雖經戚然自嘆不為天所弔恤逢此悲痛時聞剩咏聲甚急問之則稻馬夫某因亟出渠即出金曰小子歸家將洗馬及解鞍得之是君之所遺故來還呈封完如故吾驚喜不和所措腰纏別有十六兩即解以謝之馬夫不受曰君之物什君爰謝之有然為冒夜來此顧賃得二百錢足矣吾曰孽自作微汝發義心吾無得生之地所謂生死而肉骨也不腆薄物非敢云報聊以表寸心馬夫愈辭乃減八兩亦不受稍稍減繞至方金二馬夫執益確曰君毋溷我予有所守也吾歎問曰淡於欲者今之世不多見至其以義為利如此則絕不可得所謂所守者何事也曰賤役餬口豈不思利乎而有中江與右衛門者教授呈中嘗聞其言曰誠正以修其身事君致忠事親盡孝毋以貪邀毋以

賜任今君以所賜利之則敗此心也言軍去噫浅也
安得有此人乎蕃山傾聞者良久曰焉夫一鄉鄙人
耳素不識道之為何物則趨利若鶩何義之思而其
廉潔不愧古之君子者必教育所致也所謂中江氏
者其德與学可想見也方今之世捨此人而誰適從
是日即束装往謁請受業於門藤樹辞以不足為人
師蕃山益請不置二夜寢其廡下藤樹毋見之謂藤
樹曰人自遠方来懇請如此傳之其所習誰謂好為
人師於是始接容時寛永辛巳蕃山年二十三
蕃山壁間每懸義経畫像未嘗襲他書畫
嘗至某侯及入見一士人冠儀特秀骨體非常相與張

某侯作紀伊侯諱頼宣

目注視良久遂不交一言見侯曰余今見一士不知
仕臣乎將處士邪侯曰渠為吾講吾書處士田井民
部助者也名正雪蕃山正色曰余熟視其貌以察其意
君勿復近如彼士他日正雪亦来見侯曰前日比退
朝見某衣某形人未知其為誰侯曰渠說吾以経書
岳山臣熊澤次郎八者也正雪正色曰余熟視其貌
以察其意君勿復近如彼士增田氏說
嘗奉君之述職来江戸時諸侯爭延之及西帰往別枝
者侯侯曰子仕明君言聽計從吾徐籌之子欲善其
終則早致仕屏處田里從今後勿復東来勿復言世
事此功成身退之義也蕃山拜謝去然眷遇之渥不

得俄乞厥骨且奉命又復來江天是時既與共事者
有隙蕃山下自安乃辭罷山到京師而貫紳候之門
常為市於是去棲遲明石明石侯本師尊蕃山禮遇
甚厚後侯移封古河蕃山從後之未幾遂以言獲罪
大府乃被幽于古河
年少時體貌充肥自以為武夫之職一旦緩急被甲持
兵馳驅奔走無所不為而豐肥如斯甚艱之雖由稟
受亦或安佚所致從是及苦食淡日夜武事是講或
出曠野放鳥銃或行山村投民家其嘗宿直也藏木
兵于襠箭僕交就寢後獨竊出空庭演搖劍法或深
夜登屋習禦火如是者十餘年身軀稍瘦削

蕃山與釋元政交善梵語難通者必就元政解之是以
元政生不絕破佛教但每歎曰今世僧多無行設使
釋迦見則其謂之何吾儒之道亦然使孔子見今所
謂儒者豈有不慨嘆

蕃山好樂時時與小倉少將拉伶人三四人至元政祿
心庵蕃山鼓琵琶少將彈琴元政咏傳歌各以遣興
奥田嘉甫三角集託渾不似去丁卯春遊伊留好問
君第居一月無其老川口文好古之士也出一琵琶
告曰此了海無澤子物也君曰濱庇余接而見之則
漆光退蝕古雅可愛蓋宋元間物無叩其所以則曰
主母妙閣孺人出納氏賜焉孺人大藏大輔職直女

熊澤氏出也琵琶乃傳自其妣云吁先生昔在備前
州倡新建學有經濟志凜凜高風可敬也則手澤所
存誰不敬慕況主母賜手按蔣撥長安客話載渾不
似妣琵琶小槽圓腹妣半瓶搥相傳昭君琵琶制使
胡人重造而其形小昭君笑曰渾不似遂以名元史
以為火不思今以為胡撥思皆相傳之訛因憶先生
洽聞其命名必非取諸和歌而已濱庇古訓二義一
曰沙嘴崩壞或曰舟達磬拾遺作濱楸予謂此得非
兼取於沙嘴崩壞渾不似昔之義乎其與若蓋名飛
鳥川目意無九京如可起則先生當微笑稱善哉
蕃山之學出於藤樹然就見不同其集義和書議藤樹

者不少西川某者著集義和書顯非二卷辨其蠱藤
樹
物徂徠與藤震菴書云洛間熊澤集書不佞未見其書
嘗聞其人太聰明蓋百年來儒者巨擘人才則熊澤
學問則仁齋餘子碌碌未足數也湯浅常山亟稱蕃
山曰其經濟出自老子以鑿地取銅鐵為不是蓋本
于漢貢禹矣大氏熊澤子說似迂闊雖然以年後多
驗視之實非世儒所及也其幽囚數十年面無憂色
有人問當世事默然不答即索筆而吹之
蕃山履歷門人巨勢直幹紀實錄外齋草加定環述行
狀岳山菱川大觀作傳而皆言名伯繼不載字所謂

以上但未集

以上文倉雜記訳

了介其字歟又皆言改食地和氣郡寺口邑名蕃山
蓋取義於侍歌端山蕃山什其致仕寓京時以蕃山
為姓乃男右七茅姓蕃山謂此言蕃山不必其別號
蓋人號稱之也或曰其處古河近筑波山故自號蕃
山

又一說曰新古今集載源重之侍歌曰貴孤跋鵶傖
鵶傖矣鵶傖矣傑結列獨屋未將蓋兒暱傖蘆傖。傑
刺蘆栗結栗王陽明立志之說并此歌意矣傑鵶傖
蕃山也故以為號

蕃山以疾沒于古河元祿辛未八月十七日也距其生
元和己未看秋七十三葬古河大堤邑蹤延寺人之
展其墓者今尚不絕云

右十三條出忘齋先哲叢談

許我志　原著所著凡三卷此書同之地志記古河之地故以為名

○熊澤蕃山

大堤村ノ雙延寺ニ熊沢蕃山ノ墓アリ蕃山通称ハ次郎八後ニ助右衛門ト改ム経済有用ノ学ヲ以テ世ニ仕ヘ大ニ信任セラレ禄四千石古河城中ニ浸セリ蕃山非常ノ器タルヲ人ロニ膾炙セリ大儒物茂卿ノ如キモ蕃山ヲ謂テ百年未儒有ル巨擘ト称セリ又曰吾カ学問ニ伊藤ノ行熊沢ノ智ヲ合スルトキハ東海一ノ聖人ヲ出スヲレド其履歴ノ審ナルヲヲ聖ルニ固ヨリ書ノ世ニ行セルモノ無レ墓ニ建石アレド銘序ヲ勒セス巨勢良平軒ガ識セル蕃山先生実録不文ニメ事未メ尽ク千ルガ如クナレド卓弊ハ

げ宮五月九十日抄写

三輪ノ祝人ニメ印ナ蕃山ノ門人トモ聞ヘシカ必シモ杜撰モシルカラス且ツ予ガ寡聞他ノ證スヘキモノヲ知ラサレハ乃チ是レシ左ニ挙ク予又近来草加宇右エ門ナルモノヲ知レリ今ハ御先手子カナレド本ハ岡山ノ臣ニメ蕃山ノ女此ノ家ニ嫁シ則チ宇右エ門ハ蕃山ノ外孫ナリ故ニ蕃山ノ手沢及ヒ著ス処ノ書多ク藏メリ此人天明中蕃山ノ事跡ヲ紀シ熊沢先生行状ト題シ一冊子トナシ板ニ鏤ヒリ板ハスナワチ難延寺ニ贈レリ是レハ蕃山ノ墓ヲ吊客アレハ一本ヲ贈キ与ヘシカ為メノ意ナリトカ予之レヲ読ミ卓斡ナ識スノ外別ニ異事ナシサラハ復此ニ載スルニ贅ニメ益無キヲナレト難延寺ノ藏然ルモノ多シヲ明サンカ為メニ

重復ヲ厭ハスメ次録又未ニ又年カ久年護作スル処ノ日本儒林談ヨリノ蕃山カ談十八條ヲ抜メ録セリ蕃山ヲ知ラントニ為ス一ノ益ヲ願ラテナ耳陋ノ笑ヲ顧ルニ遑アラス

蕃山先生實録

~~蕃山~~ 此篇予嘗ヲ所蔵ナルヲ以テノ誤ラス

草加定環識

蕃山先生行状

此篇別ニ抄出ス

日本儒林談

原善識

原善ハ即念斎ニメ先哲叢談ヲ著ス先哲叢談ヲ著ス処ノモノハ既ニ前録啓重復ヲ録ヲ敷條ヲ除ス乃チ此ニ辨ス按スルニ此篇ハ即先哲叢談ノ種子第一條ハ先生藤村先生ヲ師トスルノ由ヲ録ス并ニ始ニ引ラ又ノ事ヲ録ス第二條ハ先生正雪ヲ見ル

蕃山毎從烈公至江戸五帰一日往板倉侯許（名重正稔 周防守）以告別
侯見蕃山曰方今足下名誉藉甚都下皆謂為賢人全熟思
之足下勿再来斯地此非為他人即為足下也此後蕃山又復来者開
益高人或謂蕃山侯之英俊熊澤子之材智君臣相得必為非常
之事　上市不安焉云於是蕃山終辭岡山隱事師以遁世矯
疑（明良洪範譯）

此條先哲叢傳載之前ト同ジ煩ハシキヲ以テ省ク

松平信綱（伊豆守）嘗問蕃山曰奉君命而使者達而達父母之仇
為之何蕃山对曰有不与共戴天之仇者不乗質而仕人信徳
感嘆其答速且有理（同上）
蕃山從藤樹學良知良能說時不見有徒埋心法者三年（集義外書譯）

第六條集義外書ノ一條ヲ譯スルモノニシテアリ　第七第八ノ條ハ並ニ近世畸人傳ヲ
譯スルモノニシテアリ

蕃山雖受學於藤樹後其識子之異集義和書（又外書）議藤樹
者不少矣曰不辨經傳不知道大意唯是己管見立異見自唱
聖學尊愚人者世有之江西以前無此輩又予某先生德高志
而不欲為其學中江氏亦質有君子風德与業兼有之而其學
未為熟有異學幾五年便不死可通聖旨等之語可以知（先哲叢傳）
第十條藤樹門人西川某ノ言ヲ錄スルモノ　第八條ノ後ニ附載スルモノニシテアリ
宇士新曰昔者有熊沢氏（名）海儒生日娶同姓非可谷婚從昆弟
而何妨或駁之曰世多婦人如熊澤可謂家于婦人誠然
矣（姓氏解譯）

第十二條文會雜記ヲ訳ス

蕃山曰佛天地子也儒亦天地子也然則可謂兄弟也而各立說以異其道然至均是天地子而為兄弟則一也（集義和書譯）仁齋曰自人視之固有儒有佛自天地視之無儒無佛吾道師道豈有二乎哉（送僧道香序）二說並可謂高且大

物徂徠曰合吾学問以序藤之行無伏之智則東海出一聖人（石井氏談）

第十四條石井氏談ヲ錄ス　第十五條徂徠ヲ錄ス

牘ヲ摘錄ス　第十六條看臺陽之祥ニ復ス八書ヲ摘錄ス

第十七條江都紀日本紀史ノ文ヲ摘錄ス　第十八條東田三角（子亨）集渾不似ヲ倫ルノ條ヲ錄ス此ニ止ル

且此節先哲叢談ニ比スレバ文章大ニ省ケリ蓋彼此ヲ潤色ヲ成ルヲ知ル

熊沢良介字伯継其王父平三郎尾瀬遣人也平三郎事參没御方原之戰後神祖録死事者令求平三郎子平三郎子守久遠出不在家祿竟不及西遊至京師養外孫野尾良介為子良介幼好學聰敏年十六仕岩山侯食七百石居三年岩山侯帰國備耶蘇賦良介自冠從從東侯不是遂去往江州會中江原葉官帰家良介從請受業原固辞不見使人謝去良介曰弟子固不足教也縱先生竟不教弟子幸得一望見顔色於願足矣因見之言所以来之意原乃留肄業時父守久往江都良介与母妹八人并日而食易衣而出人不忍視之勸之使仕岩山侯言

于岡山矣曰良介与其師居十年大有成也罷山矣
召還与語大悅旬月之間委以國政食三千石立学
校養諸生制井田經原野國中大治自列卿皆率聽
其令下至庶吏之賤者郊賤佛崇儒浮屠亦往二畜
髮帰俗中國称為聖人之治然從是後謗亦興江都
浮屠以失其鬻上書訴之不報良介從君之江都列
侯貴人雅閑其名爭詣門求見大宗將召見會其獻
代良介銳意于善其失在專任事京兆尹童宗賢其
材而恐其中衰而戒勿往江都茅子聞其語曰京兆
商賈之政耳恐知諸侯之事良介然之復如江都相
以下度其久執國之柄暴揚其短又有所受明年三

年良介移病帰京師遊壁雝内聲名籍甚于公卿之
間大老忠清京兆重矩諫居之明石從國徒古河上
書得罪徒是有欲受業者拒不見元保初年七十三
死良介初無子罷山矣以其子政言使父之其見尊
貴如此

梁井太室 儒林傳

○春樹先生の門人は京より有五六輩より及ぶ無尺
春々年々絶し春々年年の人市氏野尾通右次第八
とつけしうを外和又春子うて無尺門ちると右の
しし律に伯絶仕のなり芥と称し息延と
号を氏もみ春より蕃山と称す八倍ちるーて
主侯地方ちるーて石と蕃山と号して書さてよ
隠居を能代山蕃山の事を石とかりい
ゆ少さきいはけ山の事を石とかりい
そ主侯南より帰りゆえ向て掩蔽用石侯のもと
り侯封ひ侯に侯いと侯古侯のより
ちるいを侯ゆ第七十三元禄四子八月十七日

又學度樹より出るとい[illegible]と見れば[illegible]一家をなして
[illegible]ふ絶[illegible]より長ず時委位の三ツを有ることなり
[illegible]う琴柱より傳[illegible]ふ書生の伝より異なり
其著書集義和書四冊書[illegible]又[illegible]より世手
伝ずる所の門人伝[illegible]なして破壊[illegible]
[illegible]年実とする[illegible]ふ悠らを以年付
義按はのなれて志のも度々上書して[illegible]
傳しなんさまもて著書より佛度と諸[illegible]
大道[illegible]を[illegible]の傳を[illegible]
紳[illegible]集東[illegible]て清[illegible]
門人[illegible]加[illegible]と[illegible]人

本近世時人伝反[illegible]先生の[illegible]より[illegible]

○又花顛彼伝嗣[illegible]月[illegible]の[illegible]書[illegible]て随筆と
[illegible]うちたのし一條[illegible]清き半[illegible]て奉く
○為[illegible]沒[illegible]人々陽明の学[illegible]て伝[illegible]長山侯より教し
人[illegible]指傳[illegible]て一伝陽[illegible]伝畫の[illegible]かく
出て谷[illegible]叢山[illegible]芋[illegible]伝し玉[illegible]ぬ[illegible]伝人と
日[illegible]指き[illegible]めて楽[illegible]と称[illegible]古[illegible]の[illegible]伝人[illegible]
[illegible]芋[illegible]として[illegible]山[illegible]来り渇[illegible]し[illegible]
[illegible]し[illegible]山[illegible]来[illegible]又伝人と携[illegible]て楽と[illegible]余
も[illegible]山[illegible]伝[illegible]又[illegible]伝[illegible]て[illegible]し伝[illegible]伝の[illegible]伝と
[illegible]人[illegible]桃[illegible]の[illegible]伝[illegible]雲[illegible]喩[illegible]て
[illegible]又[illegible]氏[illegible]伝[illegible]伝[illegible]伝[illegible]伝[illegible]命

きけるゝ所の者ゆへ一てきゆれども佛法ゆゑなり世間世の傳の初いなどの事きゝとゞけ
教るゝ者世の傳法をたらさは人を何とゝ思ふべき
作て孔子ゝ者世の傳者法をたらさらん何の
ごと作てゝ孔子ゝ者世の傳者法をたらさらん何の
の日て芥又俗人二四人并ゝ小倉が持とゝ伝いて
岡山の稲心寺田して寄付なして芥ハ琵琶と号
が持ハ琴といく所ハ和琴とゝ
10のつちゝ所ゝ山の家ゝもゝこゝばかりて
なて芥吉野山ゝ者ハ住ハて陽ゝ消息
ーこゝ

稲心寺元祖
文母ゝ者
丸の話し

無沢子介 島好子と号 二ゝ八と称ス 云笙ハ古ゝく調子定て弦も笙と
ゝて二ゝく簫篠も笙と云て古と云ゝ笛ゝ云
ゝるゝハあく簫篠ときゝそれゝ意じて吹ものあり
ゝ弦も笛一笛ハ吹ゝ調子さとかゝでハ弦ゝ
和せざるもの笛ゝ
又云由ハたのゝ九ハゝ十ハゆる故ゝ
時九十ゝ然ども九ゝ十ハゝ
此由浅ゝ世ハたのゝ
そうしゝたゝ

南畝子仮世説

聲教閣
筆製竹生

はるかに山の中人となりて死の名香と

本續晴人付僧元政の傳トする係ノ

○然るに大夫介の經濟に考るに本位なる事なく金を地中
より出して事に當り忽ち市廛の貢馬に流れ
拙
ずして有產之士を金とうる出して
經濟論に有る介の流迂濶なる事然れども又長計
遠慮傷の乃ち平生なるにあらず數十年以前なれ
ども事的中する事古今樂の流を最確論とす
古今の國用の者人手にして之を術みを世事と後世に
を主として側方の筆とをきよせて以て

文雅雑記
傍注 常山
世臣ト
南郭ノ門人

古河よりてもかし事患の多かし事子の様
元川へし曹源者へと練らもたる書一巻今手
下農家古名の多つの家名に向り洋田氏源氏拙政て
風と流よりしかけき数十体の形目と向け
とうもしらふ千年之南田宮の天月山の名家今
侍者の国ものてえるくき洋の文けしさかくもてて
えるに仕えうけ書ハ大うに明石すこされたるて
うの石川義千書ハ入られたるて強られき清
と志好人了命のたてきハかかる夜し了命を
婦人好女のうくくて老人のかうとき 文雅雑記

南郭云然て仁斉の書と強めハ必とうる地とぬこうる人
一夜論語講列し長位と弟略して口を但して云ハ
云ふこと年ハ十ハ名を絶ふ絶源ハかけてそなるの年し
老子の知者不言と市ハ也しそ孫中華ハ
絶源と云人皆千位と為みたるハ二ほ八昭法世
ケ位なるもと云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ云ふ為年し他ハ
罪竟子同自慢だて年し千之絶源と居ぐ云ハ
知延と強ふ仁も何ふ云ふ絶源の年と云ハ
也と南郭の論し
昔より多角人の四位宗人有漢の孔明そし日本了
無尺大文林も先ハ仁斉より年子法教の中ハ明道ハ

此書ハ日
夏田信義
名直方温
支京師ノ人

予ハ三宅元秋ノ友ク
シ文十七年
ハ東遊シ
行南部光
信ニ会シ帰
ニ会シ帰
翼ニ
心易キニ
帰途ノ信ニ
行ノ名他
序文ヲ須
ヨセシ

うゝ人の学ばるゝ人し伊川ハ拙しを言ふ倫侯をけり
陰る静ハ何ぞなく人の能ばるゝ人しと生るのみし
生ずるとし

温文云々の学ぶを徒ぶ世人大抵ハ用ゐ立ま無尺
方寸の書ハ学ぶ一ぶてもし子有ゆ侯ものしらと見るし

延享五年戊辰二月廿五日　敷隈ゆ渭見り高ゆ来月ゆ是
の城城と変ぜ干時無野　きを立く見ハ陸国左原古永
患ゆ岩石と少なて焼て塩と生ぜるれし牽国慨歎とる
役し完ゆ漸常の人し思ふ人々皆ゆ人力のみ尽
ゆ形ぶと皆人ゆ考ゆ人ハ詳ゆ立て和氣の日
りを論て和氣の先祖考ゆる後後十仮もはゝん

無尺寸の徒月云云の係上ゆ見ル

千年石の洞ゆ流き年八九人ゆ十ゆ六人ゆ石洞きゆて
聞白石乳流ゆ出ゆ白形ゆ立ゆ如くゆ石ゆ
即筆ゆ立て後百一言ゆ石ゆ立ゆ
ゆし手杖ゆ伝ゆき者し かくゆ石ゆ立ゆ世ハ稼ゆ洗ゆ苦
見て伝ゆ（きゆ）と曜月の百ゆて駅無ゆ今又ハ拾ゆ
事ゆ石洞ハ中ゆ観音大士の像ゆ和氣の寺ゆ
ゆ石ゆ立ゆ石洞ゆ立ゆ峻なる大原曲ゆ
橋ゆ立ゆ橋ゆ立ゆ年二丁後ゆ石洞ゆ
たくしゆき男紀し石洞ゆ足下ゆ和氣ゆ流ゆの水
ゆ流ゆて帝ゆ出ゆ和氣の役ハ野吉井川の川ゆ
ゆて後廣二ゆ大川し洗ゆ尺新邑ゆ家ゆ立人ハ即

[illegible]年無後なる夫伯父[illegible]娘と[illegible]旧誠なる[illegible]と[illegible]
[illegible]て宿[illegible]家を[illegible]婦[illegible]年六十六門外に出て招き入
れ茅屋に[illegible]男女一人婦四人有り伯父十四五人も有
る

和泉海道のうしろ[illegible]出し農夫婦年[illegible]
[illegible]　[illegible]なる[illegible]無[illegible]方[illegible]の血脈惠[illegible]
[illegible]る酒[illegible]有りくひて[illegible]人[illegible]し昂[illegible]酒て
まめやかなるやうに日[illegible]日[illegible]方なる兩[illegible]婦年[illegible]と[illegible]て
[illegible]人年[illegible]と[illegible]て[illegible]なる[illegible][illegible]
[illegible]人年[illegible]と[illegible]心[illegible]て[illegible]て[illegible]て[illegible]て[illegible]
[illegible]なる寺[illegible]寺の[illegible]昂年[illegible]
[illegible]と[illegible]尾[illegible]

さて此色[illegible]て和[illegible]
[illegible]なる[illegible]牛一帯流出る
[illegible]牛十八[illegible]の[illegible]根山中の
如[illegible]行牛二里日本道[illegible]敷[illegible]の下の[illegible]る門の[illegible]書[illegible]
[illegible]の方[illegible]て[illegible]墓の家[illegible]等[illegible]六中[illegible]性[illegible]
昂其家[illegible]礼拝[illegible]て[illegible]つ[illegible]る門より[illegible]三つの山
[illegible]る[illegible]曲て[illegible]る[illegible]の[illegible]一同年[illegible]千[illegible]年[illegible]川の[illegible]
の[illegible]石と八[illegible]門[illegible]入りて[illegible]
[illegible]入り[illegible]門[illegible]入りて[illegible]
おい[illegible]て牛[illegible]の[illegible]九[illegible]
[illegible]昂[illegible]僕[illegible]
[illegible]

芳野の字もかくはなやしと思ひけるにや萩堀りよの庵にはり
や、雨もはげしかりし人跡は才三の陵山まで　烈公の陵
は謂ゆる陵の前に木柵ありて謂ゆる三の山に上る事難
かに二十町許も行き　讃を勤らせて内に入りて白砂
の上に至る体に拝伏して見れば内の石柵の前に
仰ぎ窺ひ奉るに方二丈高一丈もあり　馬鬣封あり
其前に碑あり前に夫人の碑あり馬鬣封又同じ
石柵碑は精なり石柵の例に神道碑あり
碑夫人の碑などもあり其石は並立し 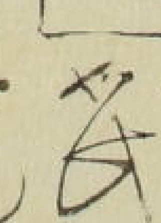 の形　烈公の
なりけり神道碑は上のおもひの石も下の台の石一つに
其形 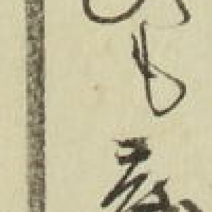 の形せりち其をおもひも台の石も別にて

はしけるには大きに費へ多かれば至りて安易也俗
なる奢侈なる事を禁じ玉ひし唯其事の入るるは少くて宗
の國ならではいと浅しかし治まる世は少し木柵の用にあるか
古人昇平の風の如き物なりしは唯葬の時の為也
木柵とて古くの事数十年にて腐朽にて　烈公の内物具を
入るものなるとも也　烈公の甲冑の事を葬年祥にいだす
并に記したる人は烈公二の山にある　興雲公の隴なり夫人
柳原氏に合葬り　碑馬鬣封神道の碑石柵木柵あり
の山塋は皆同じ但し地の事ゆゑ示せし先は地勢に
よりて石柵の体裁かへて遠けり　烈公の石柵の外郭
となりたるは白砂を敷けり　興雲公の石柵の外には青き

中尊と称す 仏像一の山にある本柵 石柵陸同
西京の陸奥 馬背対又同 保元 長治
唐の説と用ひらるゝ 又〻長首言さ 三人ガ後
何れも 長首八西京 ふ保の言サ七人後ア三人も
近く又百保首ヨ天禄碑神ヨ ミラる所ヲ彫
ミラ神道の保東の方ヨリ 名寄形 山ヲ八何ヨ
半なる 大義夫人々在長ニ同〻一後出よ
彼なる 西人云ハ 西京の陸と一の内山と稱
ヨリ 興西の陸と 二の内山と稱 列の陸と
三の内山と稱 ヨリて 中尊の山にある 俗称 恒元年
の陸と 俗ヨ 彩八 命主 春の陸 何〻 千本 中五の山 何〻

心と云ハ 陸上の平なり 西京と云ハ 中五の山ハ 八町斗り 何〻
興国の陸と ハ陸 列の 西京の一の内山 二の内山
西保出ハ 曹保云 春の制と 列の陸 三の山ヲ
列云 一年九 ヨリて 春 列 長て
ある年と 制の ヨリて 長
六ヶ安年 ヨリて 山ヨリて 守堂の 所なる
院ヨ八 中府 ヨリて 用ヨ ヨリ 又働色ヨ
ヨリ 中の府 天雨 止と 浸水と 年 十一 て
大ヨリ 屋布 ヨリて 列の神 文尼 て
雨水 ヨリ 歌 ヨリて 祇園院ヨ 星

酒を飲ましめ行厨の物を出して渓上に列坐し
且往発の年号 これより働き出して開墾の
初日を安政元年と名付て名を用石に刻して
慣例とす このこひ野つゝの原をとりて種とす
言ふ所の人斗根とき八五人なり 地入れ年号六人と云
原の中をちきりくはしらるる地長なもらこと
なるのゝをとりて西田一丁山をめぐる年号を
元年と名付ける中に講堂のぬくひ板八
けやきしを為き来を引きて八干し例をして又為き来を
引きて色を染り色八保教なやを色をる色色の
ゆ物のこひを入てそを上る色を表り樫の木を

ゆり色の裏をつくと出
てそ木を入り保教の物の
ゆり板絵来色し所かくし金箱の表八不動を
漆のをり上てし講堂のたる大成教の
者原尊彫我帝再生 ゆゑ八人素
姿皇僕我帝再生 ゆゑ八人素
易る但れの像八陽明なり大成教の左ゆ芳烈祠
ゆ左も大成教と同 列石の像も陽明なり
開会の年一年も経ずかゆ 門ハ学校
と云場ゆゑ諸藩の西ゆ二の学校ゆゑ
和漢古今ゆ物ゆ色ゆ ゆゑ これ安政の一つ也学校
八洋法の所し者原と元年 洋法ゆ所きやこれ元の

二ツ也ニハ士君子の業し源山中ニ学校を作る事
何の用ゆやこれを名知れ三ツしてこの年浮屠の法
とふ事ハ像を作るの式これ不知禮四ツ
ハ列云尼世ハ世ハ大役行ハ教信方の金を費
ハ列云の神いふ事ハ孔子ハ徒
きの之(きを作られ法を語ふ事)
業を研て学る事何の徒ハ永思遠の江
実ハ百代ハ之ハ物と思ふ伊里中也ハ
既ハ月書ハ之ハ片上の沢ハ之ハ宿と夜泊ハ之ハ
市日片上ハ之ハ也ハ波天保山の猪と云ハ
也ハ年十八所西法院ハ之ハ住持の僧我ハ請ハ

ゆ之ハ尼寺ニハ住持ハ不在して小僧ハ門
名ハ之ハ滝布ハ之ハ也ハ山ハ也ハ進程
極ハ峻嶮と樂ハ云ハ
ハ山ハ中ハ業経と云事と云ハ
修行ハ三年ハ法ハ
多夏ハ也ハ懸橋の
て士年ハ之ハ也ハ
ハ之ハ南面の七坂ハ何ハ
この所ハ年ハ
頂ハ也ハ俗者の大山寺ハ
城ハ俗年表ハ月睫の中ハ

の跡のしみに飛騨にこれは東征の掟に筑紫の
叡志を弄奉承膳する飛騨と同し日本に四つの
桁所々坂とい階につきよりこるめさそわす坂根
にまり及四十七町嶮岨なれ一宿と矣ぬまは微塵と
なりくき所数かしと云ふてと記ふして坂根にまりて吉井川の
舟に乗りて川をと渡りて玉山に陪る御まそる伝にて
半ば落し吉井畔より馬に枝のせられ其習日
二月接筆御落とを…し…

後補
大唐典刑数十八元禄年中律国氏に於て
始まり律国氏の雄才企及べきにあらず
手執柳八主荊なるに番任す唐家の主荊ら
に任しめ玉ふ御一者家の民を始て
制正の條条皆々遂せられ孫国の
玉生り有司皆律国を上もなき条
と云ふは其の典刑なりとそ
乃ゆめ我手なれも見よ

所乃
之人数
打しも
なし余
一…
…と
…
ら和し之室唐机に腰かけ何生これとすね
せられ候しは今候と記に思しで侍く
何生す母に至刑者えかりて人とはふ

の弱のしるみを戒懲ひ[illegible]れ[illegible]寺社の根付寺院の
叙事する[illegible]事所なるの戒種と用し日本の
相ひ[illegible]百姓と云階をつきとるものとそのす塩根

微塵と
井川の
[illegible]る
真醫者

○仁斎の実情を熟思するに
百人に出生をへ[illegible]て伊藤のいを在るる
菅伯道徳行り　月上并文書雑記

○[illegible]東叡山より[illegible]し[illegible]伊藤屋その所の
[illegible]清役奉ハ[illegible]ハ[illegible]全屋の家より[illegible]人数
と乗込[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]防かまて[illegible]こと何りしを拵し
杉平[illegible]家は[illegible]の[illegible]度[illegible][illegible][illegible]
ら[illegible]ハ[illegible]之を[illegible]和より[illegible]
せら[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
何[illegible]

[illegible]
甚嘆賞の所なり人として毒を恒者と云ふ
同作しを刈稲者の事を無尺法事八心
と言くらに作しとし
○之を毒の名み稲者なわしく悦を築かれ
相教年と如を水使備造の長なり
今は是と称しく無沢悦と呼ると
なり

右二條を何れの書にか見申しと人の語り
書付記す

中臣氏之事

○然所之事を門人に尋ねしを功勝とらいいしき申し
かるのら人と仕を人も今世に接絶しと思ふる
は人度稱之事を信ぜし初めと考に比加賀の
義仰金を沙弓丸と新り持て京へ出る江州
河原市より淀屋の馬を求し橋末の有る渡る
馬かりを河原市へ渡り馬ふらと流人り鞍と
解しを鞍の下より財布一つ出る有り中之
北を人金二百丸ゆり馬かりを乗る者今の義仰の
元高を得るを知と思へ者を使相手を乞り欲き
義仰の伯父を宿に帰り財布し委安右衛門手
相渡を北人を金に有申し迷ひ義仰は

死にさるのゝまかりたる心地して悲しいのは女
を作りまゝ列の金を借女と夜中馬かり
なりゝ日沙汰あるを我一分とまつのみふる民
奴をかきて書き置からんとこの言葉中
言葉のいひをとゝまるなきよりの為の用達の
まてをかを奉るとて屋と成し悲みを馬方を召き
一新参をてをかいの金をとるまゝ必消るを何の
種とをこゝのまゝたるなら民あるまゝ
らへのをさらたを主として帰らんと言ひ
をを指女とをれ主女とれし
作をらしてはいまを金沙汰とれし見えて

是斗を我心の底のまゝ下にをくて
我心をまゝ中をまゝ人今言しいはゝしと思と
をし　河ををしふをは金をまゝ中絶ならく
沙汰女をも為あ金ヲ下かゝのヲヲのらふ
御をを御法をまゝ我心をのらふをを作義
をまゝのをまゝをさらは多月沙汰をまゝ
釈をまゝ多月沙汰をまゝ是今
是我をまゝ法を近加千年を貸借
酒をかひを家のへ多を我し酔極のみて
後らんをを御御も感を接加をまゝ
ををまゝへをを同をを者をのを者をのらを

又何一つ云ふる者にはあらざる也我生所の近所なる
小川村と云所何村と云村なりと云人おのゝ
て取さに詳説とふことなり其も折々行て
学問しる取不足者とて是人はたゞ
さるるものし人の為に公儀御道を
行ふ屋敷をうけたる年者にて御ありまふよりて今
日の今まで我為に御ありたる中理非を心得
しことのことなりとらひとて御りぬ所なる
京へのぼりつゝまの宿なる所へ泊まる
其のひとりなる方も財産をもとめりのことを
取まとらいしく御ふたれやし千家の裏なる無尺

次第八田居まりの者なる文俊の最中の
事なりしに日相撲をとりて千人ばかり
集りて千理日ならくに見るなり小川村
なる随後なる新八郎
とて内なる随後なる
取りて二日の百姓樹の門を立てとみて帰られ
百姓の老母と年毒なりまやの門入
中せよとなりしなりいかにみかくして門入
除者の業なりとせられは是なる変樹と使ふ
なり拾ものなりふを分を病弱なりと思く
辞し門人無尺と思ふたりいつもも拾別

の事なり

右西遊記藤樹先生の條下に見へたり

○能代の芋　備前かの名政能代氏と用ひ
国政と称して村角より子と称ひ居りしかき
事なり　能代氏　本字印の氏心字
の術と称すと遊す　かの事故なり　但国の府能代
氏故郷周防国重家能代より備中へ立家日
吾子今事故より終に清者の名河子立て
事故なり事なり不可し　以年老政能代（中略）
謂ひなるを能代の門人をもて其意を知る

して偏りて日重家市井商家の術と称ひ
世ら家〻ふと世名ひ名と称ひ
る（中略）て程動て重ての使ひ
年老の長と不和の事故を周と門とする　重家
能代氏出て一人ひて村角の程を知る
ゆへ（中略）年より多ひ多く年多と

右略尾

○近世薩摩の国の国風の府風より多くて陰より
備前の国と多く和　府民同の女の多ひ孝道の多
如くなりけり　国の法如なるべし　風境の民多くて
如なる事いみじ　我今年七十の下人加を多

君子の徳と論じ給きまゝにのらるゝこと
ゆへ　君は出歩き給ひ　文武兼備して民を
士と称ら　明君なりとつゝり

本松書簡百事の大字誤字脱字ハ日書ニ高橋氏の序ハ
雅云ハ年号ニ天の字脱ハ之ハ之を変化の及
ハ処なる抜出ス道理ニ言保の比すしこゝ
なり

○世間の事を政象ハ偶ニ人ハ第八年ニ
変人ニ為ニ考政治の御第八ハ帰ニ
板倉周防守ハ限ニ系周防守遠ニ千ニ方年今
ハ中ニて変人ニ為ニ重ニ為ハ系主忠義
し系動の仕ハ川の出ハ新ニ系義ニて年ニ

況第八ハ政と門弟ニ為ル若し周防殿ハ人の二年
ハ仕ニ今ニ為ニ為ニ為ニ知て
中て況第八　在ニ知て為世ニ遠世ハ家ハ
行ニ為ニ為ニ不ニ自ニ分ニ為ニ変ニ又ニ周ハ
長野ハ中ニ年ニ為ニ為ニ為ニ君ニ高ニ
我一人ハ成ニ為ニ我ハ仕ニ出来　上ニ為ニ年ニ長ニ
ニ了ハ成ニ為ニて為ニ世ニ為ニ第ニ大ニ子ニ為ニ周防
変ニ為ニ周防殿ハ之ニ為ニ不ニ為ニ変ニ為ニ
し進退の道ニ為ニ不ニ為ニ故ニ

松云ハ君の情ニ為ニ為ニ為ニ周防
本部遺雅伝上ニ出　仕ニ為ニ動ス　ナリ

浪華八代服を門弟に請ふ皆く周防國の人の
子年御序にも合点なるか何ぞして屋宅の道
有りと云ふ事て浪華へ　在子なりて両世の邊池田
の家風聞り行く茂兵衛不至身上潰れり　略下

右話々雑話上ニ出　此書ニ下二巻は紛失ス不知

一又或時の種々ーは学問の性有しても比小僧初心の
ことし我円応の方法と御在にては指南ニ従うと
不学と云ふ人御し　又然し浪華へと云ふ宰人陽
明流の学問を勤る人有し是も会読の外ハ体の外
養へ志在ル人ハ先ヅ上不学とい寔服し　伊豆守殿

中さて二人の心皆新鮮の月の津八度盃人の津批判
なるものしと在て一つも取の意を抱と日本と伊予言
まての津しと在て信言ハも風情をうとうとを信を
天下と云ふ人なのら人高も　東照権現様古
今の伊左右ねて千人今伊予様伊賀昌天下を平
國津市紀伊中に及ぶ人異国ハも防ぎをうて
伊大将方ハ伊豆伊勢伊法各の伊とうまらく
南ふの方面ハも言ハし入ら信言の軍法と学ふ
盃所津しし　一人毎ふ天国の野日本の野
久安古年記録の年八西と知らるるとうと
もも文ふうるき　権現様伊代の伊軍法ハ

大飛ハ文ふ人所し皆皆近年を指遠年津と知り
たるものの信言の学人ふうハ　権現様乃
伊勢船の津と学四書女理を学んふう伊作し
伊南家の伊法各をふ言ふる人ふなハ名学り
多の法と國下と学ふ中ふれハも國津を国
多原と大学ふし段ハ指ねて津ふ玉の外学向
とふものなりと中ふうう

右一朋夜の夢に出
一名市人智恵鏡

徳方日原之宝の学家ふの方之事行ふ称ふる
行在一年之つ下　○又梅　日原を尾之宝の
門人しと義山実原乃伊作ハも人ふうう
在ふ日本の話ハ之宝の津も　原の

心ゆゑ疎せられたりし如し　窘められしいふものを
来る子に小幡氏のことも一旦かくせられたれど
還りても将軍陣中に仕積せられし事を悔て
また小幡氏を訪ひ軍法を学ばれしとて
他の書に見えたり又東叡山先光の像ふと見えたれば
先生の学術ためし恐く合はせれし事明なりて
其実学の被促せられけり

○熊沢次郎八と云は京都の産にして中江与右衛門と云
儒者の高弟なり　将軍八歳にて備前の太守に奉仕
寵遇され執政に登庸して一万石を領し
後に太守の三男を己が養子として家督を
譲り隠居して威勢一旦盛にて太守と心を
合せ国中一統に儒家の政務を行ひ寺院は
悉く破却し僧尼を悉く還俗せしめ浮屠
氏の教を絶ち一国一寺一僧の外なからしむ
加之井田の旧制に依り経界を正し百姓を
して農耕に心を尽さしめ家門大臣とても
其政治に頼り一言を容る事能はず保るに

心ならず廃せられたりし如し [illegible]
老子并小幡氏のことも一旦加へたりけれども
医者も詩学律など仕損ぜられし事を悔て
其後小幡氏を除かれし軍法を学ばれしとて
他の書に見へ又東叡山先大人の儒ふと見へたれば
其主の学術怪異の合はれし事明らかにて
其實学に拘泥せられたるも見えりと

○熊沢次郎八は本京師の産にして中江氏より学ぶと云
儒生の言有けり備前八百石にて備前の大守に寄るに
殊遇せられ次第に登庸して一万石を給
はりて大守の三男を以て己が養子とし家督を
譲りて後ち盛勢一旦墜て大守と心を
合せ国中純ら儒学の政務と行ひし寺院は
悉く破却し僧尼を罷く還俗せしめ浮屠
氏の教を絶し一国一寺一僧の外なからしむ
加之井田の旧制に依て経界を正し百姓を
して農耕に心を尽さしめ家門大臣とならんも
其政治に就て一言も容ず其綱は民浮屠に

了海と号し八歳迄文字行甚だ流亂なりしが
亦八人と共に移て心学の教を受て
の業を奏せしの〻重衆遊と人皆も季氏
う女業を彷彿たる日しか其言行の不正
なるを依て人心離散して其成院を衰人と云う
の様子を見て了海も先祖の家を捨て神仏和
と奉るを懐て家者と相論をしも已八人の妻
と辛しく備列と云て撰長なり皆く明石
を伯して重衆と諸相討論し彼日本兵庫縣
女業の他の如他事なし明石の後主相羊
若列ち了海の言名を少て道を少人事を

御して右と云へども其招きを辞し其人蓋其家
事の為も行く〻衆ゆ年を経るの事意
情に乙の成程を推して肅墨の心を奪人て
るの諸計の遂る若列ち不得已して了海の
家をかり始めて衆を変てより敬重衆と称ふ
事稍釈切し諸習俗を心私の勝と号
して八人の妻と共一業と考して其若長
と遂敬に若長ち又交り日しを存きを隨て
内外幽勢は及ふ於是了海已の門人を進め
奉行役人と市府文才を奉行役人と云役
を感と有り教て会事の人と有て当ら已の

俗にいふ人民の政事を執行ひ人民
若干も又一旦先と称して了海の月利の人
と雖て之を役と命じ之を職と主とらしめて政務の
利害を試ひ知ることを人文才の異長なると云へ
ども政務の理非善悪を義判する能はざるは
財務の風俗を知らざるが如くの不教のごとく
物行なるが如く古へより至て人々の至
る義判は其邦の人情を慣て我国の風俗
を慣ずるを判断するとも行ふ所を若なるとも
先善先是はして人心を逆い情り家風
辞譲なる作して罪を接れを及ひ人口喧く

しく善悪の比判区しはして情を恨と合ず者
の一和院を融解し半を生人と人於を若刑公
早しを萌を求やして成を役の人名高を
使ひ人めく安風乗い全くなり徳く
廣傷の法を行ふ告如き性寛才の人なる
を依て政務の義判名別なくして九者の人ハ
思ふこと一向独られ所勢を依て道の行を
多し形を知られ関を依て風俗を慣不慣の
る事を知られ古今の区別なく和漢の
分別なく天地の名乗を悉く五帝三王の教を以て
五帝三王の府のごとく法んとして有用を

陸子わり事と海子押さんとおもふ批し(?)

古新古雑二集　神田白竜子述

[illegible]

禮云氏條[illegible]多し[illegible]信[illegible]文之生[illegible]子

[illegible]之[illegible]其學子の[illegible]心[illegible]

喜[illegible]如[illegible]の人[illegible]

正[illegible]して[illegible]其[illegible]の[illegible]

何[illegible]の[illegible]世

[illegible]の才[illegible]有[illegible]して[illegible]

[illegible]の[illegible]人[illegible]道言[illegible]せり

白竜子[illegible]

讀熊沢了介傳

古之君子學其所行行其所學學与行非有二道聖遠教失學行岐焉質之美者其行賢也而其學未必正識之明者其學正也而其行未必賢若或慕其行之賢而遂保其学之必正欽其学之正而信其行之必賢則邪正無辨淑慝無別不迷方而僨事者幾希當今之世評隲人物豈可執一而斷之哉偃戈以来儒先輩出而惺窩藤樹其選也至其為学則皆宗陸王然天資粋美践履純篤海内学者未有能先之者了介熊澤氏受学藤樹亦頴敏超邁名望尤隆問其学則非朱非陸非王非禅自成一家其談及道学者多憑臆杜撰牽強支離要

之不免為功利空寂之歸然其氣能足以懾人器幹足以立事豈世之庸膚乖僻汩沒章句者之所冀其萬一哉唐宋賢者溺於禪佛而立心制行自出於天資之美剛明卓犖照耀古今如顏魯公陳忠肅公不遑枚舉然其賢可貴其學不可則也所謂在夷狄則進之者尚友之道何獨不然先輩之賢如熊沢氏亦尚爰者之所不棄也吾輩之學果不正邪質之不美無所不至固亡論已果正邪行之不力不足以變其質庸膚而已耳乖僻而已耳汩沒章句而已耳五穀之不實終不如稊稗之有秋豈非以灌溉穢莠之不盡其力也欲讀此傳者可以自警矣

送三宅懷夫序

吾在鄉見備前一客匠寓主人家主人翁死其子奉浮屠欲火其親匠覩而大驚為異為淨泣多方巧喻救之卒使其葬以禮吾時心竊異焉思芳烈公流風善政存于今者而意其朝士大夫禮俗必有大不同他邦者也客歲友人神村生琴遊紀棧貫播適備還為我言芳烈公之遺風餘烈入其境民俗尚習截然與他境異風不問知為備界搶夫馬卒皆知禮讓信義問以技庠所肄業則皆能名其經篇其他田夫野人皆揖遜有士人之風我自知向客匠之薰陶為有由焉而益思知朝士大夫閭之事也雖芳烈公仁心

善政淪於民心者深且久伊木熊澤諸賢所以扶持
賛成者皆得宜然苟非継而守之諸大夫校官能奉
而不墜則安能存于今者如斯其美哉今列國大夫
士能識詩書萬目而不畏浮屠誑張者其人有幾況
使匠人擔夫馬卒之愚能辨浮屠誕妄而知經名重
儒術久而愈篤則其廟朝校庠之間賢士大夫禮樂
文章當更如何宜乎其使人懸想翹企景慕矣三宅
懐夫自其祖聾菴先生及事芳烈公以成德養老與
熊澤諸賢雜定学政教法其先人牧羊先生継以經
術文章屢職教授懐夫敏達有英氣從我遊以其幼
孤不経庭訓恐失墜先緒其勤苦於從遊諸子志為
尤鋭其業駸駸進將有不可測者今被召赴藩入其
國行其野觀其禮俗則知其祖德之所以輔其君而
道其民者矣登其朝遊其校而見及其先人之門者
則知其經術文章所以成就人材者矣則懐夫之觀
聾菴先生之德與牧羊先生之学於朝野而芳之使
身如二先生之為臣以事其君致其君使如芳烈公
之為君以臨其民者蓋此行為始也我為懐夫賀非
常比也其廟朝校庠之間賢士大夫為誰其政教綱
紀如何其亦為我審觀而帰詳說以副積年景慕之
意

予搜索蕃山詩多年、未見其片言隻字有傳者、蓋
此老慷慨豪傑之才、覃思於經濟、不屑以辭章著於
世也、今所錄、即得之真蹟者、語意圓活、殊不似理
学者口氣、故或疑其錄古詩、並後題為蕃山作、且
大田元禎跋語、亦称為罕覯、則其為自運、不復容
疑也、予又嘗觀一友人所藏蕃山扇頭書元人詩、
筆力遒美、雖名善書者、恐不能辨之、蓋歎先輩風
流、為不可及矣、

登樓對雪懶吟詩、閑倚闌干有所思、莫恨世人容易
老、青山也有白頭時、

右抄出於崑崙子所著熙朝詩綜首載先生小傳傳中所載事皆據先哲叢談余嘗既就其書而録之故不録

乙酉冬日禮誌

歳晩送了芥君還備前　藤樹

春年和義日向道上離亭送汝雲霄器為吾犬馬齡梅花鬢邊白楊柳曲中青惆悵滄海（海髮須髮）上西風教客醒

藤樹

熊沢氏号遠新

熊澤号遠新初藤樹の高弟なり初め岡山侯（松平新太郎光政）に子を教ふ老病の故を以て暇を乞ひ八禮を修す十一月朔日に病革る藤樹年老る故に辭して去る遠新ゆゑに去る遠新の師の子を送りて岡山に入る岡山侯其遠新を敬して大夫とす

二一国学を住とし凡そ国百六十年来の儒士皆居敬
の教ふる所を学ひ得て一生を終る而已
自反こゝろ十分の一を解ふるを以て
儒士の徳性の国を治るの路開家敬成を致る
て文学訓詁の顧問を備るのみなり是迄形の乃
過を改るの如きは一人も所に昌山の説半ば
今日も流風あり其退居の後著述多く
あるの学問は象山陽明の心学より出て孤独
なる学風なれども全能度量敏大明達を以て
心法のみを説給ふ其且深地理を練達
せること　こたる儒士の及ぶ所にあらず人事系和書

同書表紙雑帖ふ之を見て為し但年春登の
住所を晴る是迄形の山洞を尋ねまた
又こゝろ平らな昌山まで山の如くあり
昌山の説を見るに昌迄形の此の石橋い
農工商を為すまて法者と脚を立て男子なれは
行を命ぜ何を儒を養と為るし婦人なれは於ハ十
於情を養と為るあり之を但年の云ふ是同仁府
人才ハ熊澤侯子ハ確し居る所ら法を云り

右和花園随筆

備前往時熊澤了介為政其國挙世所知余嘗閲松原
一清出思稿其牛牕泊舟詩有漢家児女亦知字笑

[illegible]

將孝經教老翁句一時教化可想至今洋宮之設尚
有典刑云若夫三宅氏已前録昆玉集載近藤士業
詩殊多士業名篤備前学職云文湯之祥井子叔二
人並以文学仕其國之祥名元禎子叔名通熙備前
北有美作州文雅無聞東則為播磨

右江村愛日本詩史

紀熊澤伯継事

熊澤伯継見河越侯信綱侯曰凡士為君使
過父讎于塗則如何伯継曰士有父讐不宜
事人侯曰吾過矣　南畝文稿

一近世熊沢ノ何某トカヤ備前ノ君ニ得テ政ヲ行ハレシ
善政コリアリケメ科寡聞ナレハ聞得タルコトモナシ城郭
廬舍田野溝洫風俗モ儉約ナリケニモ物知リノ手形アリ
テ有難クソ覚ル又集義和書大学或問ナトヽ云フモノヲ多
ミレハ名ノ下空カラス理學ハ毒シカリケリ其時ノ政令
也トテ書タル物ヲミシニ佛法ノ邪道ヲ掃除シ聖人
ノ大道ヲ知ラシムルナドオヒタヽシク書レタリ其人ノシタル
事トモ思ハレズ旁人ノ偽詐ニヤトオボヘシ寺ヲ破リ
僧ヲ逐ヒシ事ナト世ニ事々シク云ヒハ誠ニヤ有ケン夫
ナラハ王政ノ旨ニハ叶ハリシトゾ思フサレモ一代ノ名儒
サルヲ我ラガ口ニテ斯ノ申スハオコガマシケレド聞フルヿアレハ

云フより佛法ノ行ハルヽ事　敏達帝ノ朝ヨリ千年ニ
フヘシ国上心ヲ傾ケ尊崇シ玉ハ闔国ノ民何ト知ラズ
二世安楽ノ教主也トテ夢ニモ幼ニモ南無阿弥陀佛ト
唱（マヽ）君ニモ親ニモカ（又程より斯民心ヲ一ニスレハ首年ノ仁政
ハ行フベケレ何ノ難カルヘシ国体時勢ヲシリテコソ政聖人ノ大道トハ覚ヘラレシイブカ
シ、民ノハ赤子ニ比（タリ譬ハ小児ノ指ヲ手ニ持タ
ラシニアメニヽ可レ物ヲ与（バハナチモヤメ何ノ用指モナ
ノ奪ヒタラシハアニ父母ノ心ナランヤ且仁政ヲ行ハシニ
佛法何ノ害カアル仁政ノ次下ニ及バヽ世道ニ害
アルコトハ攻メズトモオノヽカラ消滅スヘキ也
本朝園談餘巻三ニ出　世書凡六巻

一法華宗ヲ世間新ニ宗ヲ開ク人出来ル人近代次第ハ
開ク宗ヲ新ニ宗ヲ開ク人ハ（ヲ方様ヨリ出来ル
切国の内ノ法華ハ（ハ板倉周防守殿ノ家ヲ
名ヲ周防守殿ハ（殊勝ニシテ方半分法
華ハ貴人ヲ宗ヲ開ケ人ハ（年半ノ事東
成ル　星ヒ日ハ作ル新ニ宗ヲ開ケ人ハ（
法華ハ門外ニ出ル周防殿ハ所人ノ方半ハ法華ヲ
別ニ（名ハ何ヲ立テ宗ヲ開ケ人ハ（
周防殿ハ様ヲ様ニ曲ケ人ヲ云ク名ヲ戒名ヲ
ヒ名ヲ付テ法華ハ人ヲ近免ヲ也ヲ我一人ヲ様ヲ

らんてせし様家老と申付しく成候て浪人と成ぬ
又土佐国主山内左衛門佐家老野中主計と云者代
々山内家家老職たりしか聡明才識文学もありて
君の為国の為忠義といへとも当家第一の大曲人と
不云と見へ一人こそ威をぬるひ国利の威を奪へり
是も大きに出世身上滅亡を下し主計死成り見
尤くましきものなれハ出大なるを能意得候事へ柁勢
と議りけて国法りても为るなる々れたる者共云ハ
老年なりも皆学文ハ好めを天下と不云まゝし
出世大への基 柁王様の御法也なり

右駿使示諭下

一夜話ノ次テ去人曰此比秩父ニ二僧ノ化者有處ノ者共阿

驢鞍橋上
正三老人行脚ノ後三河石平山ニ居シテ生ヲ利スルヿ年久シ 恵中記
未後ニ慶安元年戊子ノ夏同国ニ至リ城ニ到テ諸人ヲ接引ス
テ胡乱ニ其語ヲ閉テ阿部ノ下館ト成ス者也
於木ゟをきまし 正三と号す

見キ化ハ
狂人トイヘ
スレテ一国
月へ上也

古驢鞍橋
湯之祥備前蕃ハ申上ケルハ大内義隆ハ長門豊前残ラハ
領国ニシテ安芸石見モ領地ナリシカ大宰ナ大貳ヲ兼ヌルユヘ
筑前モ下知ニ随ヘリ周防ノ山口ニ居城シテ其ニロナラヒナキ大名
ナレハ漸武備ニ怠リ遊興ニ耽リ茶ノ湯會ニ日ヲ暮シ家中国
中ノ難義ヲユモ知ラズ仕置ハ家老陶尾張守晴賢ニ任セラレ

なんとかして家老と中の小路の浪人と成ぬ
又土佐国と山内土佐守と二者代
し山内の家老職しら職分人は誠之者もなくて
君の古風の為悪とい（ふ）事業オ一の大世天と
不云と云へ（ど）二人之賊と成るい国刑の賊と奪（り）
是も大々けな少之滅亡也（し）之中絶成者之
なくまきものなれハけ大々と性之侍者（侍）
と譲りて風俗ものを対も者なるなる（なれ）ハ不之ハ
老年なりも皆者之文ハぬ之天之と不之ものし
けは世天の主 桂月様の御仕置なり

一夜話ノ次テ去人日此比我又ニ二僧ノ化者有處ノ者共阿
難迦葉ト貴ツ也 師聞日是貴キ人也化ニモ貴キ化ハ
人信ヲ起ス程ニ好事也狂人ノ二子トテ走レハ便狂人トイ（ヘ）
リ亦彼人心学熊況ヲ譚ス 師曰来タ四十二足スレテ国
ノ師ト成事大キナル徳ヲ持来ル人也宋テ好處有（ル）也

古驢鞍橋

湯之祥備前侯（中上ケルハ大内義隆ハ長門豊前殘ラハ
領国ニノ安藝石見モ領地ナリ方大年大貳ヲ兼ケルユ（ヘ）
筑前モ下知ニ随リ周防ノ山口ニ居城シテ其ニロナラヒナキ大名）
ケレハ断武備ニ怠リ遊興ニ耽リ茶ノ湯會ニ日ヲ暮レ家中国
中ノ難義ヲ一モ知ラス仕置ハ家老陶尾張守晴賢ニ任セテ

シカハ尾張二心ノ出アリモ利元就是ヲ察シ或夜ヒソカニ義隆ノ
前ニ出テ吉ヨリ国ヲ奪ヒ候ハ皆其家ノ家老ニテ御座候ヲ故明
君ハ能ク家来ヲ引廻シ威ヲ家老ニウトウシ候テハ役義申付知行
ヲトラセ候テモ主君ノ下知ト存セス家老トリ計ヒ候ト心得候ヘハ
主君ハアレトモナキカ如クニ候家老ノ威権強クナリ候(後ニハ主
君ヲ殺シ国ヲ奪フニ候今ノ様子危ク候御心ヲ付ラレ候(下中
シ給ヒシトモ義隆合点ナリ遂ニ尾張守ニ殺サレス太平ノ時
君ヲ殺スヤウナルニシテハ主君ヲ亡メシニノ其威ヲ奪ヒ取ル家老
用人ノ常ノフシ)先大夫熊澤助右エ門常々ノ出ニ今ノ大名
方ヲ見ルニ家老用人ニ敗カレ呂下ノ敵フヤウニキフト思ヒ敗カル、
其ニ又心付ルハ歎アルキフシトアリケルトフ世ノ暗君ナル者ヲ

見ルニ智者ノ言何カハ違フヘキ思ヒアハメリシ変モ多ヤリケルト
中上ケルトフ賢人君子ノ言ハ信ニシテ徴アリ恐ル(下ヲヤリキ

古經義提要自子辨 巻之三 観海フ人 日州大泉和田重著

日本諸家人物志　浪華南山人撰述　湧園先生閲ト アリ　寛政庚申新刻　抜萃

熊澤了介

了介其ノ先尾張ノ人父ハ野尾一利ト号シ加藤侯ニ仕ヘ後ニ致仕シテ京師ニ寓シ熊澤氏ノ女ヲ娶ツテ了介ヲ生ス外父熊澤守久養フテ子トスヨツテノ熊沢氏ヲ冒ス小字ハ次郎八長シテ助右衛門ト更ム名伯継了介ハ号十一年十六備前藩烈公ニ仕フ時ニ父一利病ルニヨツテノ父トモニ官ヲ辞シ病ヲ近江相原ニ養フヨツテ藤樹先生ノ門ニ入テ良知ノ学ヲ受ク業ナリテ再ヒ備前藩ニ庸ラレ禄三千石ヲ賜リ刑政ヲ預リ聞ク采地ヲ蕃山ト呼ブトツテ氏トス後ニ故アツテ又備藩ヲ去リ和州吉野ニ隠レ自ラ息游軒ト号ス

晩年出テ明石侯ニ仕ヘ郡山ニ遊セラルヽ一件多ク忌諱ヲ犯セムコトニ勤セス此翁ノ学民ヲ潤シ国ヲ富シム富世之務ヲ以テ任トス下野国何ニ卒ス年七十三

著述

大学小解　孝経小解　集義和書
用外書　心学文集　経濟雜
源語外傳　易解

備前無尺了海

集義和書　十六巻
集義外書　十五巻
論語小解　七巻
翁問答　六巻
葬祭雜論　一巻
心学五倫書　一巻
三社説宣図　一巻
心学文集　五巻
大学或問　書誠三日　治平新巻云

石塘神李朝作者目録

無尽了海
名伯能字次郎八 一号蕃山
又息遊軒

大学小解　一
論語小解　七
孝経小解　二
大学或問　一号経解弁　二
夜會記　八
集義外書　十六
与佐間蓉
葬祭弁論
廿四孝評

中庸小解　二
孟子小解　七
易経小解　附卦原　七
孝経外傳或問　二
集義和書　十六
源氏外傳
紫女物語
神道大義
女子訓或問

何物語　三
三輪物語　十五

右近代名家著述目録ニ出
此書ハ遠朝風近ク処ヲリ

[illegible]　一

無尽了海
二字ハ名字ハ伯能号蕃山中江藤原氏ノ門人朱子学ヲ修ス
了海ノ無尽ハ我ノ了海ノ無尽ハ朱子ノ学ヲ修ス
風土ヲ用ヒテ一国ノ為ニ尽ス者ト謂ヒテ著作ス

大学和解
何物語　三
孟子五倫書　一
葬祭雜論　一
集義外書　十三
論語小解

集古和書

右 扶桑蒙求 山崎闇斎傳輯

十六

心学文集 五

蕃山寅録

蕃山實録

系譜

先生姓源氏熊澤（其先居紀州熊野中移閑集澤仍以熊澤之二字為氏）名伯繼字助右衛門元和己未（五年）生洛（京）之五條其先尾州瀬邊人也（先生之父野尻藤兵衛祖父熊澤喜三郎共世崎甲斐守後寓居洛之五條仍先生生焉）熊澤平三郎仕家康公于參州（平三郎娶浅井備前守姪生喜三郎）公與甲州信玄戰於御方原平三郎勇戰而死其子喜三郎者先生之父也（喜三郎女嫁野尻生於先生喜三郎養為子按野尻者織田信長公弓大將有野尻將監者又有野尻備後守者為河州飯守城主備後守之家臣西村圖書之子孫之道尋野尻藤兵衛於備陽來先生遂薦為備州之家士蓋將監備後者先生之

中納言

遠祖也 喜三郎漂于西海仕途亦屢變 父平三郎戮死之後喜三郎漂浪仕越之柴田修理修理歿亡仕備前中納言遭沒仕福島左衛門福島亦遭亡仍為浪士居京故先生產于京喜三郎改名助右衛門後仕水戶侯 家康公漸服從鄰國之後顧墓年三郎之勇死令兼松氏徵其系子於瀨邊兼松瀨邊世有旧故然不知所在時喜三郎居越之柴田下柴田沒落傳言喜三郎亦戰死依之不得遠復仕水戶侯寬永丙寅三年先生育喜三郎于水戶時八歲小字左七郎 甲戌十一年先生仕備陽十有六歲扶倉內膳正使京極主膳薦先生於備陽扶倉先生遠聲 戊寅十五年辭寓江州桐原時二十歲備州太守池田壽太郎源光政嘗見先生授傑僧侶島原賊徒太守又以先生之事然備陽之兵未發之前島原賊徒太守又以先生之秀發欲挙用先生以為未學文武之道而進非士所貴乃辭寓居于相原伊庭氏者先生之外戚 ① 支日按文

伊庭氏

伊庭氏上当有伊庭氏三字 學道於藤樹先生且遊藝而無常師藐食苦修甚勤先生及文野屋氏等妹凡八人甘貧苦學其肯見集義外書 正保三年乙酉二年二十七歲時改名次郎八依京極主膳吹挙再仕備州太守備陽侯屢問先生於京極氏因得再仕 國政大革慶安己丑二年三十一歲時号助右衛門 從備侯適武州侯伯大夫士慕其道於是名輝于江府 慕聞其道人紀伊大納言頼宣卿大河內伊豆守信綱扶倉周防守重宗久世大和守廣之扶倉內膳正重矩松平日向守信之堀田筑前守正俊扶倉內膳正重道松平備前守浅野因幡守中川山城守松平備後守鐵田內匠久世三四郎扶倉重正荒尾平八水谷周防守本多下野守松平若狭守 家光公欲徵問道然未幾而 公薨時先生為備陽士師扶三千解食邑于蓄山仍以蓄山為氏門人孫蓄山先生 明暦三年丁酉三年三十九歲縣病辭備陽居京洛

學一作道
又作學

先生狩轉落巖谷傷手足故辭武職太守以其季子池
田丹波守為先生之養子先生改名了介居京而學神
學雅樂得其貞 公卿大夫聞其道 從中院大納言通茂卿中院宰
相通躬卿野宮中納言定
緣卿野宮中將定基卿清水谷大納言實業卿柳小路
三位公起卿久世中將定清卿深草先生及一條右府
教輔公久我右府廣道公油小路大納言隆貞
卿中御門大納言資照卿伏原三位宣幸卿 寛文丁
未七年四十九歲 遯居于城州鹿背山先生有文武才而名
高時京兆尹所譏佞
誣公卿多集不便于世之說而惑乃令去京 己酉九年五十一歲 任播陽之明石
酒井雅樂頭板倉內膳正令先生發松平日向守之邑先
生家于太山寺之邊名其野曰息遊野門人自是呼息
遊子不名 延寶己未七年六十一歲 移和州矢田山日州太守近于和之郡山
仍先生亦移矢田 壬戌三年六十九歲 秋八月仍 大樹之命
移野州古河先是日州轉移于古河本多下野守爾郡
山城主野州太守實敬先生不減日州收

冬十月上表武府演政事忤旨禁錮元祿辛未四年秋
八月十七日歿于古河壽七十有三以儒禮葬其地邑有
大堤魁延寺買其墓地塋埋先生有四男八女雪載共
為播陽家臣之妻右七郎池田豫州侯之從臣以蓄山
為氏左七郎松平日州之從臣以野尻為氏咲女子也
武三郎本多下野守之從臣房榮江州中小森邑之處
士左內松平日州之從臣留侯二女以上
之母堂者矢部刑部右衛門之女也

行狀

先生成童備陽侯振不群他日中川山城守問先生仕
為人於備陽侯二日無澤之年侍于傍嚴甫異于他兒
輩
備侯用先生大行仁政於國始臣庶皆不信後闔國化

序作周

臣裴信也

虐一本作虐

而民悅其治體也文和武備君仁臣直士先義後得民淳二不欺文和者孝悌忠恕之謂武備者食足信足之義兵非暴虎馮河甫敎之謂於是備侯之治乃天之化士約不虐民不詐價侯置諫鼓納讜言今犹有田翁對經書匹夫行孝悌之遺風孝子傳載源先政賞孝民之事迹

中二州大飢今歲秋七月二州之郡六大旱八月郡四洪水溢城下民窮迫者凡九万人備侯及国老不知計所出乃委先生承應甲午歲備之前先生行惠政民大賑備侯命先生先生不筭其費汲汲然于民疾苦故不諭貧窮之虛實依之民得速蘇息備州之郡土有胥議者謂不窶之民欺先生而混用之先生不辨其虛實大費国財先生之不明也諭者論之曰不然他国之患恤也計財之多寡貴民之實否故惠恤不全先生之活也欺者一二而贍者八九夫漢高之贍不訖陳平之全先王道之澤何枝犯逆哉是乃君子之才量耳先生在備陽修隄池蓄瘠磽上下豐饒備侯構學校于國先生及弟与焉上古屢中帝置史文武帝設校以降每国有牽亭自佛寺盛而天子棋閑忘学校專顧所諸国亦亦牽亭廢国子寺矯飾暨元亨應仁之亂天子不聞学校士民不和王道廢豊臣氏一統之時勝敵夫先生肇設学校於播州然国主宇喜多中納言与江州関原陣而敗学校亦廢其後備陽之校興亮其構非特文学耳射馬礼乘並講習儀則教凡最好先生之弟八右衛門子右七郎藤樹師之子中江隈三郎為学校監護司乃延儒生藝師令教冠嵗以下之少者先生近明石其居鄰大山寺始僧徒雖忌惡後遂服從其德先生之子狩寺遣僧等雖敎禁之境内不拒之且言誰言先生為佛敵哉先生排佛呂依公正無妬猜爭角之意情故雖浮屠氏志真識明之輩者崇親先生者多先生辞備陽歷數年後備侯制僧尼濫停寺院之奢邪

三逆一五年
二輪之二字

內之僧念戾他邦傳聞者歸罪於先生物命守屋中臣勝海三逆君之諫自不容以秉李朝惑佛既一千年間有三善清行菅原文時等之忠諫朝廷不用之遂雖菅江清日野之儒家至阿附之先生及備後偶見異常人之剛直天下之惑佛者醒悟嘗議亦宜哉李朝道衰久無文武之士扰不和道刱婦女哉先生得藤樹之心傳大弘此道女子志道者聞有爲且樂師冶工弓馬藝士等聞先生之心法各得其技之妙者亦多李朝之上古神道王教盛行無中古以降陵夷今繞歌樂兩藝可微鑑古先生發樂与道一之旨說雅正仆神道之誣妄傳會以明其道

先生一日隱姓名吹越天樂之笛安倍飛彈守聽之曰

此音非常人心情之正發音律飛彈守者当時有名于樂——先生學琵琶於小倉大納言実起卿、筝於藪大納言嗣孝卿

先生嘗發源氏物語之微旨中院通茂卿驚嘆得其蘊先生為人威而不猛公侯望之肅然兒女侍之溫乎坐不倚卧不言食不語步行輿馬威儀不蕩動靜言語一無躁妄不最浮談飲食雖嗜物不饕過釣弋不詭遇家事之大小吉凶不憂顏貌妻子奴婢不譴責然合家嚴而和接人不倦雖承教人無責辱先生聞世之衰人之窮則痛戚如己有之或慰問先生寂寥先生曰無暇日為善吾何寂寥之有或曰即今無

樂先之間有五字脫二字按蓋脫者也二字按

為善之事迹先生曰本心立于義則自梳自盥亦為善也苟本立義匡合諸侯只是徒閑

先生四十有餘歲猶欲體甚肥月夜觀劍術即不用蓐働手足為輕爽

先生壯歲自學藤樹至易簀殆四十有餘年應事接物視聽言動日新月熟貴朱王之學窮天下之理矯陷溺拘外之弊解書遥徒善之惑藤樹創發明之先生續恢弘之於是聖學大完且又世人以儒為一藝事公侯大夫士不和平以學依藤蕃而師出以明人人可日用之心法拓和國家急務舍然受備陽毀寺之誚遇古河上表之錮蓋天降大任勞斯人之謂歟先生毀譽榮辱之間不苟動心遯文公潮州之貶朱文公遯翁之蟄鳴乎古今同趣乃与道斃而止識者以藤樹比周濂溪以蕃山擬程伊川云

編輯

集義和書 十六卷　集義外書 十三卷　大學小解 一卷
中庸小解 二卷　論語小解 八卷　二十四孝評 一卷
三輪物語 八卷　夜會記 四卷　三神託解 一卷
神道大義 一卷　繫辭解 三卷　五倫書 一卷
大學或問 二卷　孝經解或問 叶五卷　女子訓 五卷
易解 卷師卦以下未全而沒　源氏外傳 二卷　紫女物語

[別]
[獻一作壓]
[六佐問答 二卷]
[六經小解 一卷]
[榮辱辨論 一卷]

以上先生所著也其他假先生之名贋造已說而鐫
梓之書多無勿用

和歌

寛文七未の年さくらを詠て　野山ゆくさきみ
けるに

春々芳野山の百人とかなりてこそ見れ花の名所
はなれ〻中のうち用たれば

たらく年〻春々祥什年かさねぬと人のこゝろをしらぬ
はれ　はるかすみしかあの〻わとも年をつもるさくら
雪ふるのやうに白ふ梅のこゝろ見春きらぬ身をうゝめぬれ

年の梅花雪霜おかるゝとまれて
人をうらしらぬよりはゆるぬうあ枝とれて百陽の人の心を

播州春山るやく

見る人のこゝろ山さくらみゝ世の外ぬ月はとしらん

大和の国矢田の里に住る花豊後国中川久貞卿の
かゝ〻木かりしろ角ばかり〻おくるゝ

青もるく咲ぬ春ぬ木かしこしとかゝるこゝろ

本社氷室の森生ば見〻

角竹のこゝろ〻のこゝて千年振神什のこゝ見ばこゝ春人
ゆりしるこゝろ〻ゝしこゝ川ゝ社神のつゝ子の四神宋

戊辰の春扇を見て

先の年の冬くれとかきゆるさに春まちえてや扇の家
ゑらし新式になりくる扇をば玉ざとにうつること
何よりも人の志らざるためにおぼえたけの命もながらへてかし
ゆく扇を関をなくともおもへけるにつすめ何にれを文も残し
元禄のはじめつかふゆめをさすすき志かしの花配の
つと佛しくおもしろしまさしるに見ゆく朋友のかた
まり二月の暮とかきにけく扇の端をには待くれと
逢ふもほどへかくしてく口をさみすふと成ん
志かしもおつるもみちにちらぬるも咲きせぬ春に花や咲は

小根風曰芳のゆら葉は惺しるとはゆく道たしるべる

先生沒翌年。中根次常欽勒先生實録、假筆於予。於是詳問系譜於先生之子弟（先生之弟和泉八右衛門野尻流想先生之子武三郎左内及先生之從者野田勘左衛門等）具正事實於先生之門葉（北小路石見松平隱山山本廣足等）記之如右。至道之正言、理之的話、則存先生所編之書。如先生之德體義骨、則非禿筆得可悉。纔摘其一二而已。中根氏久親炙先生之門、深思厚閱形容先生之行實、大概如斯云爾。

元禄壬申五年秋八月

巨勢卓幹誌

蕃山実録一巻借秘于尾藩畠田順之家

安永九年庚子除夕　南畝子

右蕃山実録一巻借請南畝先生謄寫

寛政四年壬子正月二十八日　椿亭誌

與熊澤子　藤樹先生手簡

渕子は下の条染兎鞠を程遠中可為安矣と年物世方
何と息男小兵衛仕度務様中庸文用度め申陰陽
紀脱のこと度小激しく中庸と陰射ゝ為ぬ小日用
才一倫ふれ道日深海渕子可為陰法説変遷世事八変
楠子と号さて角を変りて何とぞ不搭毫状首

又

聖学庭学習所受用ゝ自化ゝ大意不過
事存心思拙も不如易至病氣有小斗形生
江西以来ゝ舊学と物を旧名より屋敷義

論語の仕方今をを安〳〵と聖海に出来必ず聖人
の功と勤中に此頃〳〵説あるを〳〵是西小中上文に
久房と毎〳〵法嗣中も如仰小人ハ天小背き中上に
大端小多澤山有屋〳〵に志うろあ〳〵見〳〵不中に失津
を〳〵法度〳〵に国家の水うう芸未生のも徒不に
天乃若子丹一毎人の小人うる農に久世公中を
舊習に俗樂小法ひ〳〵を更に中俗不ハ若を〳〵て
法度を好を恵〳〵樂と見中に中て〳〵狂人が家あ宅
と捨〳〵聖山辻堂あと我仕衆と仕に〳〵て
家人も公一群の仕方ようき安宅ハ有〳〵に〳〵を捨〳〵

有我共若家とかぞへ中に狂人狂病さえて跡崇〳〵
て安〳〵に中〳〵武者人も公世間ごんとけを一時も
と免のを記有家に人就て法度に仕上

又

聖学法文用毎間斷ゆ屋〳〵中自化〳〵大学用道〳〵に
為拙も病共まて何方ゆも不ゆ共花玄ゆより用文
国志我ゆ移を高狩論語の仕方に共合まて
加増迫年不光至海芸ゆ来聖〳〵を味いまし〳〵ふ
〳〵に春世に〳〵儀を法地国志中〳〵ゆ吟中文に
と久房と中事ふゆ法屋〳〵俗ゆ公法を時〳〵中

切しかれども久方振りても兼大等身分に
上達し給ふ中人以下は貧乏にて
次切を用ひて用ひてハ命にかゝはり上達あき
とても進ミ〳〵一生学問ふかい是人は名ハ実ひに
中ハ必ず聖人の志ふかく形なき学〳〵日新
〳〵切磨きて所謂小者士と為る者実ふかして
小者の流を安ぜずして志ふかくも小者は流を楽
まずして分ふ〳〵身相日〳〵士の風あり〳〵必ず我
が身人世学ぶも而已文の流を楽して日〳〵
必ず聖人仏術形形而〳〵で天必ず見小聖人学子

の為我ゆきん何ぞ終〳〵として一生我空しくする
や然もべし〳〵

心學文集

備前國執政大丈夫熊澤先生傳

熊澤先生諱ハ伯継字ハ次郎八後助右衛門と改む本姓ハ野尻也加藤嘉明の臣野尻藤兵衛一利の子也先生平安に於て生る元和五年己未也外祖父熊沢半右衛門守久養て嗣とせるを以て其姓を冒して守久初の名ハ喜三郎と云後三郎か又平三郎と云ふ尾張の人也味方原の戦に二拾歳にて平手甚左衛門と一所に働き討死を後三郎守久ハ柴田勝家に仕ふ後福島正則に仕ふ足軽の率に長たる也正則安藝備後の國を削られて信州川中島に謫遷せらる時正則の臣多く逃散して士絶残り止まれる守久ハ其の一人也正則江戸を出て

川中島に赴く途にて殺さるゝといひつたへる人
命をなりて信州にある四則周生の遇ありし事を海
ら也とぞ後水戸成瀬氏に仕へて流遇さゝもて彼る実の
又野尾一利に後藤東の後に福島侯に属して寛政
年間に中り後藤和泉て延宝八年庚申八月廿二日
池田丹波侯の侍所番山の邸に卒す享年九十一素
蕃山に産を結ぶ故に古田山に葬る
後先生に代りて篤く敬奉し又有徳の君子
伯継仲也を子とせるめてゝき義あり時の年
ちらく記せるものなし惜しけ侯年蕃山の年八
後ゝ

元和五年己未生

先生幼にして岐阜寛永十年甲戌十六にて京都中
板倉周防侯の吹番にあり後に侯の
遠族なりしより十三年丙子信濃の賦役 五公
津に先祖宿為り将軍家光の命にて池田勝利
盛田芳五公
宿命敬奉して江戸より蕃山に後ら賦役不敗
源とゝくゝ者ゝ時先生いまだ冠きりをして江戸の
邸に残し止まぬ先生自ら冠して潔に蕃山に向る
軍律を有くの名を家る十五年戊寅先生年二十
潔ゝおりひらく玉事廉監不違信を何をなして
文武を講習とり事を治むし如初にして後年八元

若志は何ぞと且今の勢ひ祖宗の俸祿を皆陽明の
命にゆるんとなるは仰ぐ若抑ハ妙なる命を遁れ人と
遊ぶ為山を去る近江國相原に住る
相原伊庭氏ハ先生祖父の外戚
歳時四書を誦し弟子の集注まずその理を求む
二十四の十月言行郡小川村に住て藤樹先生を
始ハ中江惟命宮ハ与力衆
師として及と同歩を倶にして又九月言行に住て
其明る年四月上言行に住て孝經大學中庸を学ぶ
集義外書巻六に云
信誠拙代言を推ぎは代の經傳に求めて易經

先生ハ孝經古文
孝經出れ世間
の行ふ古文孝
經二十二章
載立井除其
長八寸二寸と云
然則もと十二
月の長し

を見ると雖も紀さまさしい諫してし
其徴ハ和書に易ハ重人と云ふ所ありと思ふ
されすると又孝經
の書ハ易と相近く見るを習ふて
孝經四段の書ハ第一卦理第二卦切用第三
の道に配を第三に及度を第四段ハ
書をとく性命の義に配しまと又云易ハいまる
なき不の字し書は孝經春秋に既に有りと云と又云
帝堯易の心法を受ふ中庸の
大義に授帝舜ふと文中庸の
のみふ授ぶ中とのみ

故に孔子中庸のうちより庸字をかけ出し
中庸と成（なし）と大學に用の大學校のまなぶ
体意正心より治國平天下まで成人の道
伝潛梅三徳順と成殷周六代の易の要旨と用の
世成殷の易改りもの半に左傳に元亨利
貞の故に易經大學には或同じ所もあり皆易の
用ゆる所にあり此書に加へ中庸に補ひ論語と
潛もい此二書に用るよりて六經をとくく口じよ
集る故に又附録位と云作に易さすまふの要旨
に成り又云漢儒の訓詁宋儒の理学王子の心法
皇學の全体し一もの（のこと）初学に先朱注よ

りて句ゝ字ゝ文義詳細（まより經文計をよめに
後に經を以て經を解し聖人を要の対一致する
ところの玄思をもとめる又同者經者を主として
説文に孝を以て仁者と成り論語に仁を主として
説文に仁を以て孝者と成る式一偶と以て其
二偶を推世に書をよむ附に書を主として他經者
と成り詩を讀附に詩を主と成りて他經者と成るの
事も言外に繁略ありさまに六經も易の六文の
ごとく外傳して彖書なり活潑地の妙用
猶易書のみよりて又一定して主に用の何氏
の所謂易体と春秋を用ゆ云出伝ゝ等禮樂皇

人治世を治而習流義手体用之同者也亦大な
始めて孔子い易孝経の流行とする所以是皆先生
後天の理と邪と異なり一時を同して共に古学を唱
程朱の学を助長し也感服せい何氏の説を
まして先生の学の大異なる獨先生は
経義も経解なも老荘の意と合ませり老荘
は易の區別なりてまた治道の要なる故に学
術の全体先師春樹の学を擴充きまて所
所なりて学問家を問る文理屈氏仕を求て江戸な
所る先生い東近江の人素貧困母と妹と左な
八人渉り住りて孝養を家業貧困して江州賤民

の食ふ所ゆるまでふとんを食一魚肉酒茶と嗜ら
事ル清水紙子まて為を樂き稽を勤て学術を
なる三四年共なる和歌の人母弟妹の何りて俗なる
元久年を懐みく仕を求めしもと貧困を
まく中江氏王陽明の書をよみく寛和の有と悦び
時く先生まさとよりつくなる心法の力を悟もり
出公元より先生の学術を尾形を知り事京都主税
侯を始て先生を招き事ふ学問
四德二年乙酉年八歳家を出り仕ん学を求て先生初思山を
去つくれ八年まて仕る時二十七歳仕学年
二年まて隊伍の士の長として三百石を賜ふ廃な

所文言出ル
学ぶ条〻合
考へ先生の
学術大略祖
述ス

論語為政篇
学而不思則
罔思而不学則
殆の原言
二ヶ条の下
先生ふりて
始て明らか

三年の冬多く一所に集る儒学も学問しる年と
知らと書をみて仏法を博るおり和き人
を為人祖知りて学問を重ね何事を語らもけ
きハ又使て古人を及りたる人て拙露せ
しらは孫出来用ハ始おろう先生を遂先人とも言者
の

烈公是邪と相一脳を悩みていよ
先生王佐の才徳の感一日樹を厚る信
公亦中江氏を派そ学ひ設ける所を設て諸事
祭り参ル　公逝去のなは八木山社のお教図祖の神の
神の長祀　亦大なる志を興す場あり　集義和書巻六
他日復歴合考
格を以て事を屯庸し　て大まと成ると雖も未也之を名
を賜ひ日〻質問して図略を行ひ心考安三年
二十二歳

庚寅の年し去るおのて一年不食の色人を三信して
貸しの為て請ふ銀部拝百貫を授ふ〻めらる
仮し武系軍令を遵て一所を設希望し田侯式今も地
庫と先生の役分り武系彫刻ありて
を家士の渡ふ毛き侯の年ふ
公の為を遂一納ひ又先生公を為て同藩制四疆要
害の為分て古史を保ち隊伍の長二ヶ人を
松中和歌浦八場を村八場を海仏精書異犬牙のごと
相接ち地形を詳長き
して請元ロと年しむ
国治を為て乱を高ち
也ひと武侯定より

公命
海を保一めよと
海おを海おを大まを地
又云長
を請元ロと
高ち士を
松色を
仏法

今遠江守[illegible]侯[illegible]故ありて侯急ぎ
俗人公又[illegible]を[illegible]
初めて国を鎮一士教授人を土着せ[illegible]凡樵一枝百金の土地[illegible]
多く藝最海る時府先生の学を助[illegible]
江戸に住て諸名藩[illegible]
大酒会頼宣公家宝の[illegible]
門に及ぶ大河内伊豆侯信綱板倉周防侯重宗久世
大和侯広之板倉内膳侯重直松平右侯信之堀田
筑前侯正俊板倉内膳侯重矩松平伯侯伊勢
国幡侯中川山城侯水野和泉侯松平
伯耆侯本多の名門右衛[illegible]つ[illegible]人枚挙[illegible]

[illegible]
敵国大に其人を[illegible]及其学を信[illegible]
[illegible]
辛卯四月廿日京天　命[illegible]
大坂の[illegible]元年乙未俄僅の[illegible]
の民俄九の者九万人に[illegible]
備先長[illegible]
日を[illegible]
府庫に[illegible]
先生寝不[illegible]
四を[illegible]
[illegible]

水旱の患を防んがために山川の形勢を考へ池を掘り堤を築き溝渠を通じ水の流れを導き害を去て益を興し救ひ十年の後其言中ること
年所又地の陰陽を考へ土の産を分ち是世
吏士を人を何村何郷海を隔つる遠へて封内の
田畑を検せしめ貢法を定め其法を行ふ
後世王者の月南を
出ずして必法を立ることあらんか故に 公の德澤造化
と合して今に新なるのみ用を充備し其所志
功計なるを遑なしも先生性温良寛仁にして家人
奴婢といへども未だ嘗て喜怒の色なく文雅にして
客を好み所謂の隣伍の士朋夕として相集る文論

武德典故を類聚し相親しむ骨肉のごとく家法
を修して書を興起し家事を整し婢女
動一衣服酒食自述して言し事なし閨門正
く家道斉ひ施て乗地の民まで及ひ愚夫愚婦にいたる
いへども父母の思ひをなせりと云 蕃山村古老の物語に曰く
丙申先生和泉郡木谷村に庵を結て蟄居す
隱て世を傷むことなきを嘉遯の志なりと云
軍勢を惜むことなく頻に辭職を請て止を附せ先生の
徒嗣なしとて 公の庶子八之丞君と云ひ故に先生
同列の大夫を仕て上大夫池田伊賀と云ふを賜ひ家禄
を倍せしめらるゝ事を請ふ公又其遯志を止めて

二十八歳
二年

思ひ者なれば清まはしめ給ふ也ハ三年八月二日
公子と先生の家より賜ハ即先生家勢を張りて此の
はかりて池田と称し先生の但土是まで分て毛青人と称
ふるは其公の嫡子青原云治國より宮文十二壬子歳の恩
を拝し一万石の地主系となる一万石の地池田
冊はち侯公位下叙倫給実又一利を託
孝敬の者多くすしこせ
のすへ世を初る初し侯の実母ハ其公の後女を以て賢女
のひしと年故を伝承る伝承る
明暦三年丁酉の冬三年九歳にして就仕し乃介と号
和泉郡蕎山村より開拓して生養ること年若干
年 星光三年ともひし西年村と云ひしなる毛ハ方ハ
阪心國風の計る筋波山系山系山系山系山系
入るるハさ大ぐさうりうりうり
ふ清ふく京拝ふ拝ふ系治宮文の始めに
又公
遂ふ去こる

寓居を俗く天朝の公卿一条右府教輔公久我右府廣道公
中院大納言通茂卿同通躬卿野宮大納言宗像卿野宮
中将定基公清水谷大納言實業公押小路三位公記公
久世中納言定清公油小路大納言隆貞公中山大納言
資照公伏原三位宣幸公甚等の公酔し東帰を仰て
其門を遊ひ玉ひ琉玉稱く称ふ成附蕎山乃介と
称を出生もする琴碁を小倉大納言実記公筆を小倉
大納言嗣孝公より学ぶる先生一日妓者を隠て就天楽の
角を以安祖飛流すて成音を人のと公情の心音律
よ表もとと云ふり飛流ハ角附楽の名称の人しおの流水
将野伯爵侯人の間云を聴て先生を思ふ先生文武の

先生の平調越天楽の譜より
人ハとゝもとゝろ
人いつるる
くくしいつるる
すくともてくすれ
ゆよかたたの
しめ成附弥して

枝象世の許を辭して摩谷海門に施を請ひ姑みて
愛じすの多くなりぬ　寛文六年京師を去て吉野山に
移り寓居すること一年　一年春はすゑの山の山人と
なりて花を尋ね紅の色香をとゝのゝ高き花又去りて
山城國南脊山に寓居す　酒井雅楽侯忠世板倉内膳
侯重矩相年月向侯信之先生を召せらるゝよりて
五十一歳
寛文九年己酉信之朝臣の封地播磨國赤穂城迄き
大山寺の邊に寓居侯　同年伊藤長山等侯造営成
始る　貴師を招禮しのゝよりて別に又先生を招
て喜或を定しめらるゝ禮畢り暫樣の武先生と
又赤穂の寓居に移ふ時　五十一歳　門人息軒先生と

云へる名いそと延宝七年己未六月一日にして大和國
矢田山に移りて寓居を定日向侯信之朝臣封を大和
國郡山に移りて伊藤郡山に移りて年年を
て亦封を下總國古河に移さるゝよりて本多
下野侯を郡山に補せらるゝ侯も亦先生を敬禮せらる
年日向侯の去て　憲廟又先生を侍講に召せ
年を経て古河に移りて　六十九歳　ゝ日向侯に命ありて
先生を古河に招しめ玉ふ　貞享四年丁卯秋八月
先生古河に住て侯の敬禮益厚し　同年冬十月
江戸の朝廷に封事を奏して海門の故物を更始
せんことを大に青に將一年にして蓬蒿せらるゝ所祿

四年辛未秋八月十七日古河城中政務繁多辛苦
享年七十五日向侯有司先生の祭祭
門人と會葬せしのち儒禮を以て城下の西方堤寺
村龍延寺に葬らる謚して蕃山先生と云ふ祭文は
池田毋波侯自撰給ふ（後の年八月の廣島安置せ
きく春秋の忌禮今まで行はる

附録

先生の弟泉八右衛門仲也備前國に仕録五百石を賜ひ
知行生涯古の君子と仕へ奉りて拾壱の年を命せらる
德行古聖賢も不加の人なり○弟三の弟野尻
藤助一成豊後國中川山伯侯久清の仕録五百石

○姉名八玉備前國に嫁川カ之衛重之に嫁す○次の
姉名八茅南條清方丈正良に嫁す○次の妹八房は
近江國高宿中川の家士長田氏に嫁す○先生
の嫡八矢記七右衛門の娘を子孫為為松平の陣屋
集人正の長也矢記氏元祿元年戊辰八月廿五日古河
に卒す男子無延寺に葬る○先生四男八女内七男
八女内七男右七郎侯の國に早世○二男左七郎
は野尻氏に傳て松平日向守信之に仕ふ三男
武三郎八熊氏を襲ふて加賀下野守に仕ふ○四男
左門又日向守に仕ふ○八女七女二女載適梅村人
三女留適江村人四女陸適備前人五女房適江村

人物誌〻家士六女俊適梅物人七女某八女某不適

不詳

先生著書

易小解二卷 河図洛書先天の解すれども外に至る所全く没

孝経小解

大学小解

論語小解

孟子小解

中庸小解

三編物語

集義和書

集義外書

葬祭雜論

二十四孝評

五倫書

女子訓

神道大義

三神記解

女子訓

源氏物語外伝

右の傳は先生の著書同自筆の先祖書先生没後

令妻つゆ人の記録あるより是を世間家屋敷墨記俗

国長高藤清坂高寓 一無し著すなり 蕃山の里老物語ある考へ記伝ぬ

さて何也と国酒寡用の物書筆を云く先生乃

玉徳を毀人生を惜る故に附録を添へ〻る人の

考正を俟ふ信は於て其警の簡易ふ〻玉要ふること

まい子義よも有と知らき明良の遇ひ〻其澤の

今ゝ存せるをたのしむゝ御甘棠を敬ふ
代るのみ

文化八辛未秋八月　備前國民臥遊老樵
清水信謹識

蕃山先生行狀

先生姓熊澤諱伯繼字次郎八後更助右衛門其先紀人中世關左人祖考熊澤某字喜三郎與其父居尾州勝國之時事　神祖後仕水戸侯考某字藤兵衛本姓野尻要喜三郎女生先生於平安維元和己未也此時祖考未事　神祖居平安五條遂育其家為喜三郎嗣云曾祖熊澤平三郎屬神祖丸御方原之役神祖賞其忠令臣兼松某者徵其系子云寛永十一年甲戌先生歳十有六始仕備前侯是板倉内膳正京極主膳等之所薦十五年戊寅先生歳二十辭退其官寓江州桐原前是肥州島原賊起備前援兵之伍先生

亦其一人也云 十八年辛巳秋八月適江西書院請受教於
藤樹先生藤樹先生固辭不許故空帰無冬十一月
再往江西寓邑人淵田氏之家而經日於是藤樹先
生感其志而始謁之得其所志随居江州數年其考
野尻君其弟仲愛君（號八右衛門冐泉氏）流憩君（名一成冐野尻氏）女
弟三人俱居此（一女後嫁森川氏在備前二女嫁岡田氏在江州三女嫁南條氏在備前）
正保乙酉備前侯依京極主膳再求以禄之于時先
生歳二十七備前國政大章（先生俸禄至三千石）矣應甲午備
之前中二州大飢窘迫及九萬人國老不知計為乃
委事於先生先生出命施政民大賑尋修隄池苗瘠

磽上下得所安遂設庠序之教其舉皆出先生及其
家弟與焉（上世履仲之朝置史文文武帝設校以降列国皆有庠序中葉堯之為国々設寺云）
制減佛寺壞淫祠（上世物部守屋中世勝海三輪逆君等所議遂空中葉三善清行菅原文時等所表遂不行皇朝且時勢如是況輓近列国有此舉可謂盛矣）慶安己丑先生
歳三十一從侯於東武侯伯大夫士大夫欽慕其道不
可勝數　猷廟聞而寵之侯伯之称門弟子者紀伊
大納言頼宣卿大小路伊豆守信綱板倉周防守重
宗久世大和守重之板倉内膳正重矩松平日向守
信之堀田筑後守正俊板倉内膳正重道松平備前
守○○淡野因幡守長治中川山城守久清松平備

後守恒元織田内匠頭信長之世三四郎廣也板倉
市正重元荒尾平八〇〇水野周防守忠増本多下
野守忠泰松平若狭守直明等云明歴三年丁酉先
生歳三十九繇病舞備前居京洛前是先生將轉山
中千足傷故舞武事云備前侯令其季子池田輝禄
為先生之後自是先生更名称了介居京師學雅樂
習國典一日微服吹笛有安倍飛騨者聽之曰非常
人其心情之正即效音聲云先生所學出小倉大納
言實起卿叢大納言嗣孝卿云先生嘗發揮紫女物
語得其微旨後傳中院通茂卿洛之公卿大夫顧事

先生者一條右大臣教輔公久我右大臣重道公油
小路大納言隆貞卿中御門大納言資照卿伏原三
位宣幸卿中院宰相通躬卿野宮中納言定縁卿野
宮中將定基卿清水谷大納言實業卿押小路三位
公起卿久世中納言定清卿諸君云寛文丁未先生
四十九京令尹某信誣逐先生先生遯居城州鹿背
山己酉先生歳五十一播州明石侯松平日向守受
受　縣官之禽待先生於其封内於是居明石大山
寺之側名其斬曰息游門人遂称之延寶己未從侯
移和州矢田同州郡山侯本多下野守賁敬先生不

減於矢田侯、享年四年丁卯、又從侯移總州古河、冬十月、上表演政事、忤　旨、乃禁錮、元祿四年辛未秋八月十七日、殞古河、壽得七十有三、（正室矢部氏者元祿元年八月二十一日先殞、）共買其地邑大隄、難延寺之土、以傳禮葬之、謚曰蕃山先生、先生之在備前、以食邑蕃山、故為謚字也、先生四男七女、其所出矢部氏也、一女享二女、載各適播州人、伯某字右七郎、氏蕃山、仕備前侯、仲某字左七郎、氏野尻、仕明石侯、三女留適江州人、四女咲、適備前人、五女房、適江州人、叔某字武三郎、仕本多下野守、季某字左四郎、仕明石侯、六女俊、適播州人、七女某也、

會喪門人

中根次常
巨勢直幹
北小路石見
松平隱山
山本廣足

從者

野田勘左衛門

友人問余曰、熊澤先生事跡未審焉、請吾子訂之、曰

先生之處世始在山陽而後遊畿内遂謫于關左所在門人不一唯從其簡要也天明丁未請上梓余不肖僅辱先生之外裔豈得無望乎暫任其請雖然先生觸　旨之人也此狀之行於世亦懼戾先生之意

草加定環謹跋

蕃山先生保倡簸之圖

大和國
三輪社
奉納保
倡簸綏
章

征箭二十筋羽本黑
柱篦黑漆刻鈸定角

保侶

淺黄精好
緒業四組

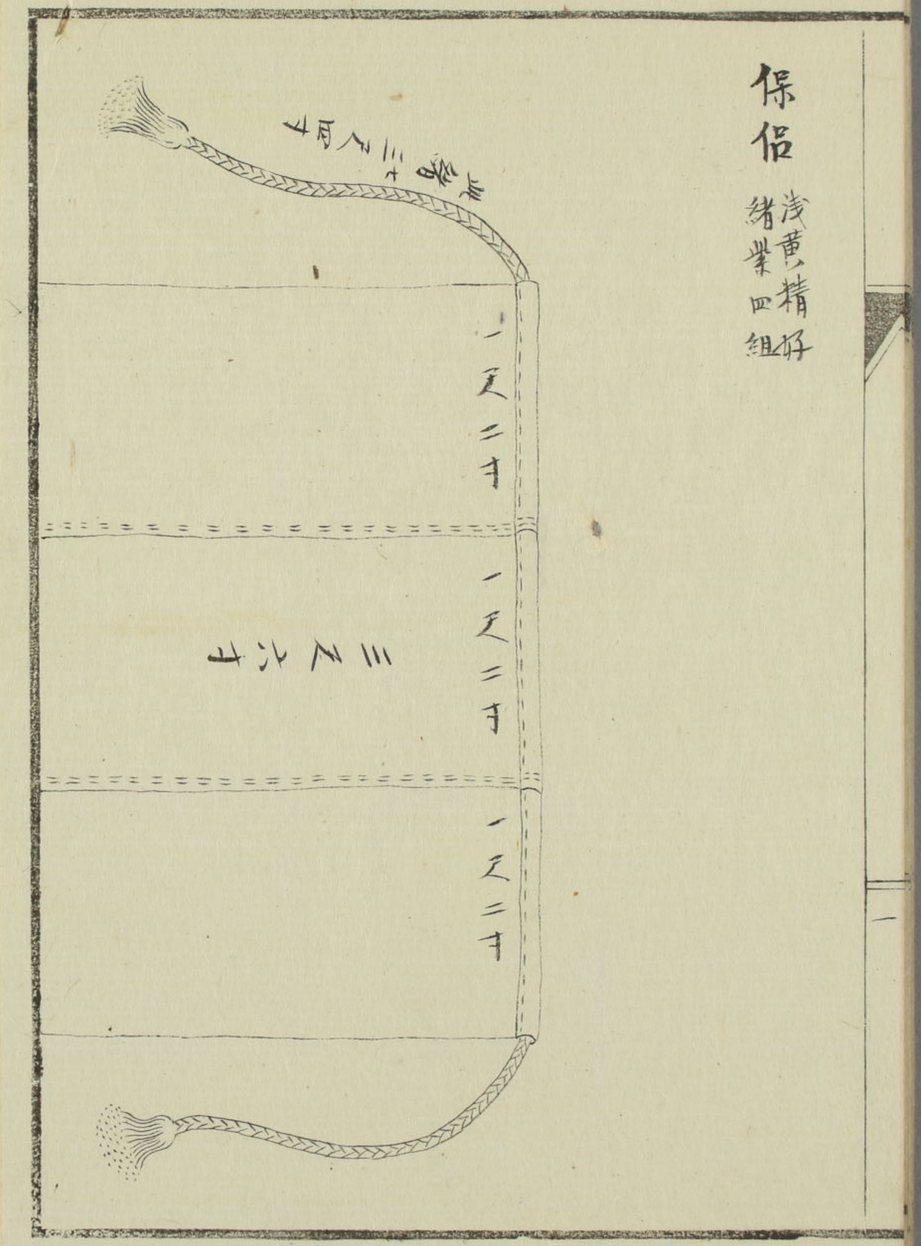
此緒長三尺八寸
一尺二寸
一尺二寸
三尺六寸
一尺二寸

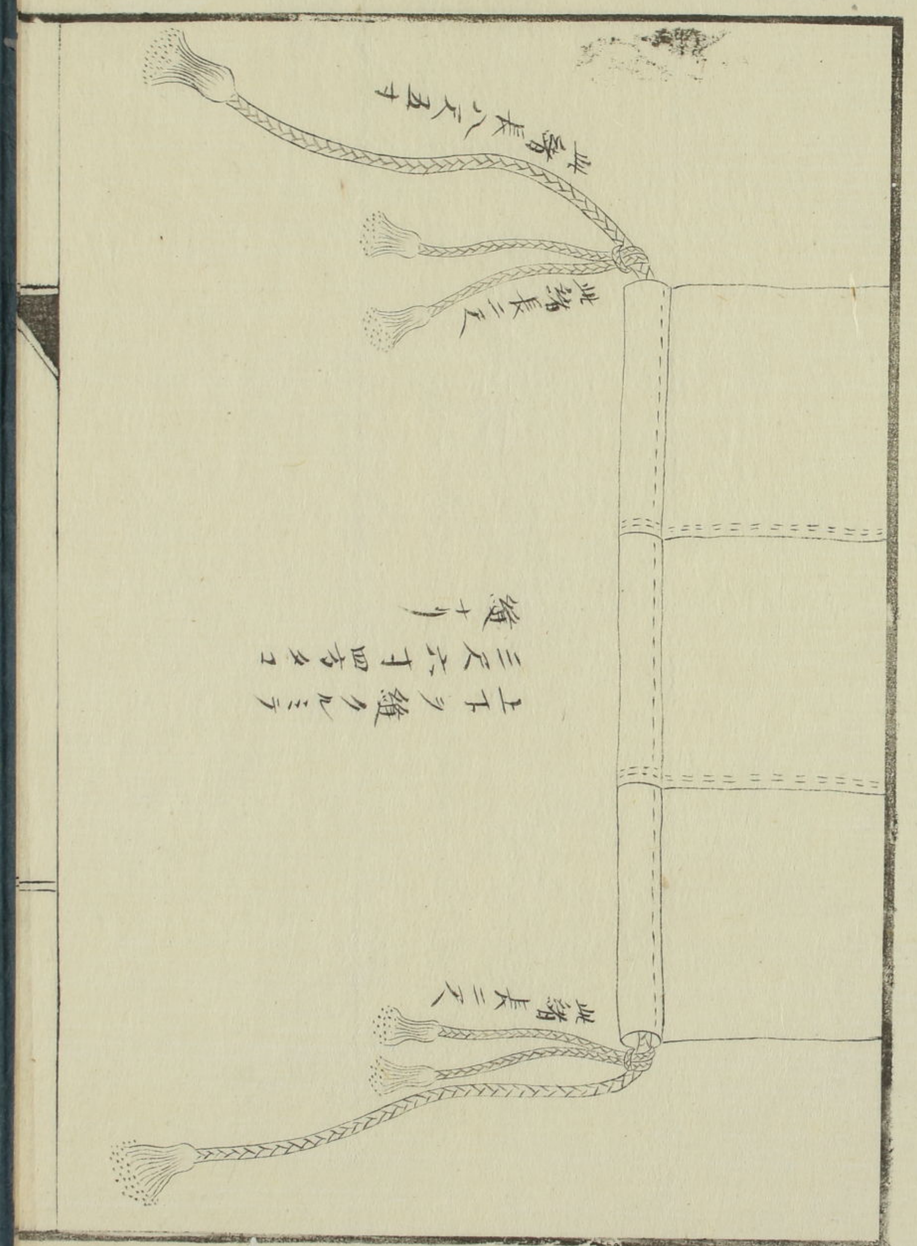
此緒長三尺六寸
此緒長三尺八寸
後三尺六寸ヲ後クルミヲ四ツ結ヒコ

蜻蛉

羽四枚トモ長六寸六分金貼四分一ニテ造ル尾ハ赤銅ナリ

保侶串

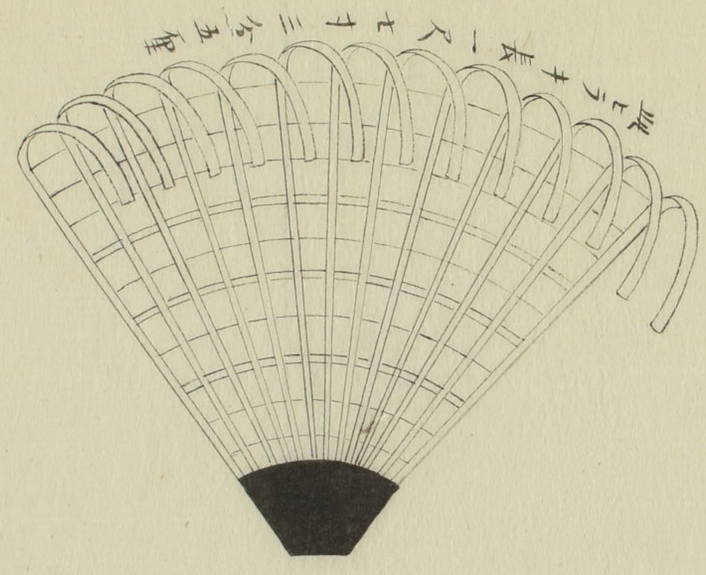

保侶串ハ鯨ニテ造リ金タメ塗リ其數十三本長二尺五寸横ニ三本サシワクシテ其上ニテ前ヘタワム串ニ穴ヲアケテ紅ノ糸ニテ縫リ

籠前

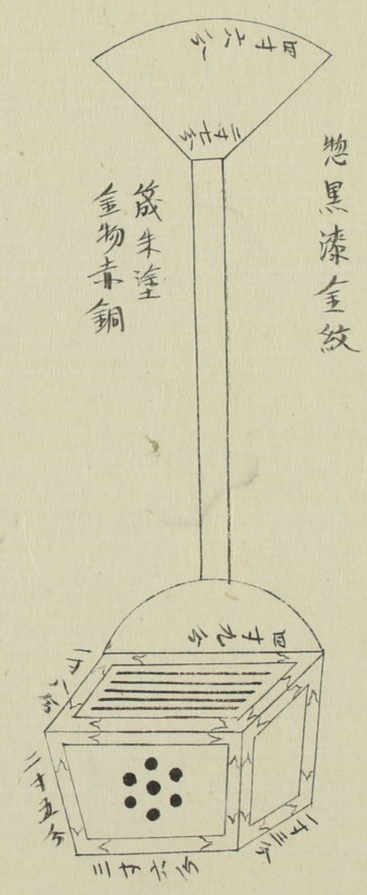
惣黒漆金紋
籠朱塗
金物赤銅

籠後

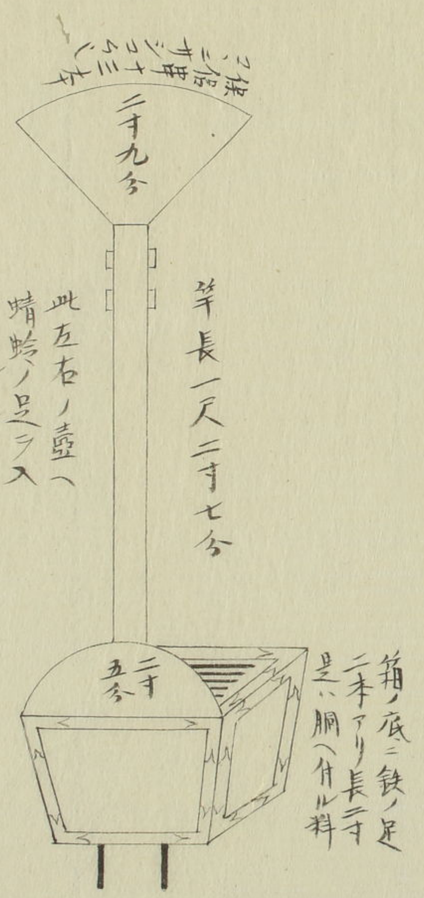
竿長一尺二寸七分
此五右ノ壺ハ
精蛤ノ呂ヲ入
テ用ルし
箱ノ底ニ鉄ノ足
二本アリ長二寸
是ハ胴ヘ付ル料

梅彩米多書白石弓しゐ[illegible]と中絮も門年はしゑ[illegible]い三脚の杖ひすめと
字將先ソうも絮きらる（きやうるさしかこ）
市文政庚辰五月廿九日写

安永九年庚子九月二十三日

謹寫於

三輪社神殿

草加親賢

石川春信

横田純熙

市保信殿六蕃山先生了無澤海奉納三輪社殿ノ紋ノ七星ハ熊澤氏ノ紋ナリ

世ニ大塔宮ノ殿ト云ハ非シ草加親賢ノ子定環字仲繩ノ藏セルヲ得テ寫シ置モノナリ

天明改元中秋
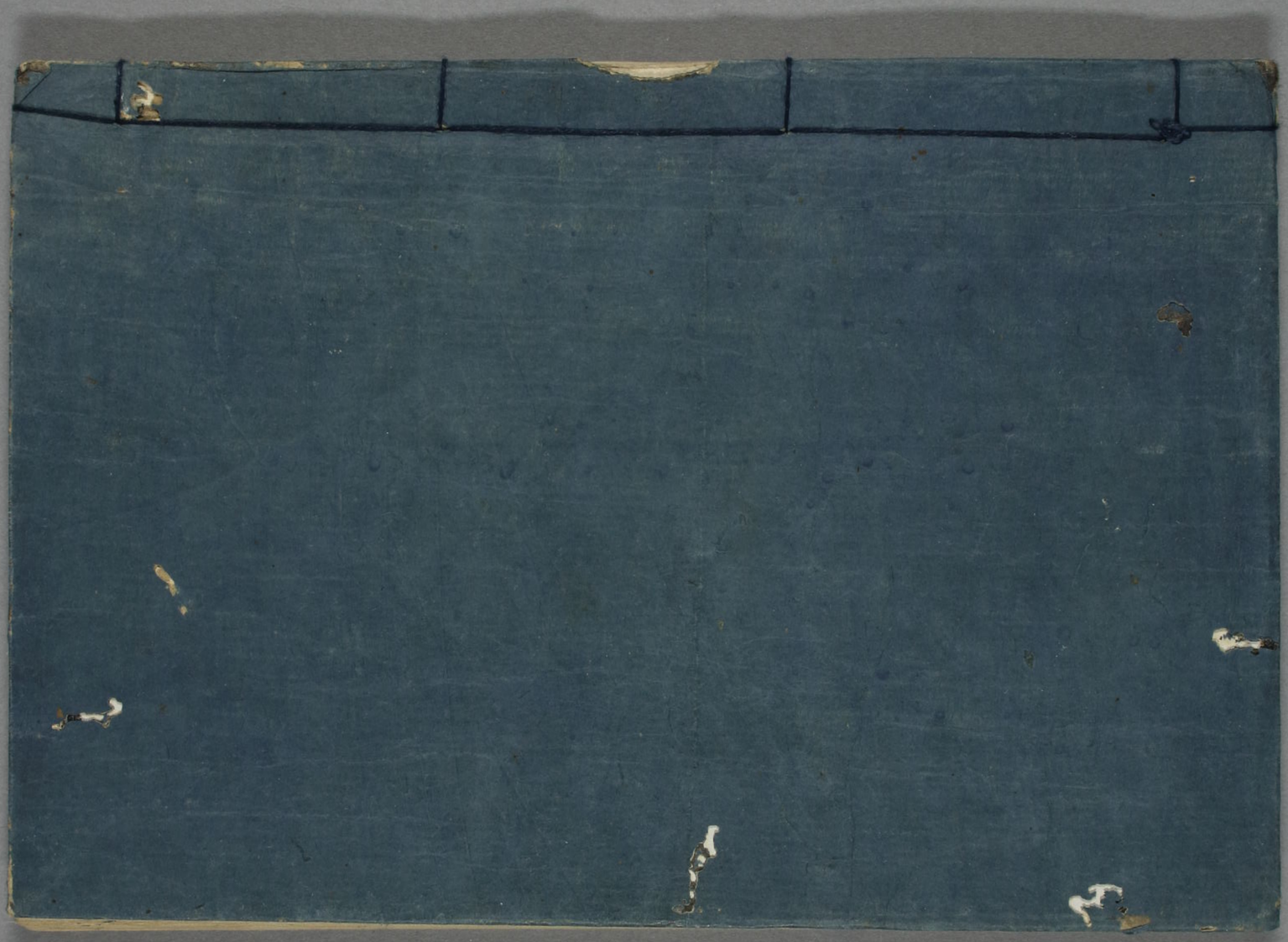
南畝子